

平成26年定例第2回市議会会議録(第2日)

平成26年6月16日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	商工観光課長	松尾博
副市長	高野道生	上下水道課長	内野逸雄
教育長	長岡廣道	健康づくり課長	加藤康志
監査委員	平井常雄	学校教育課長	田中裕樹
総務部長	塚野仙哉	教育部指導室長	稗田賢次
保健福祉部長	松藤泰大	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	河野清子
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	秘書広報課長	加藤武美
環境経済部長	横尾健一	契約検査課長	梅崎克美
建設都市部長	石橋慎二	企画財政課企画振興係 地域振興担当係長	山田利長
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	企画財政課企画振興係 企画担当係長	堤秀昭
消防長	塚本哲嘉	総務課庶務法制係 庶務担当係長	堤則勝
総務課長	平木啓喜	介護支援課高齢者支援係長 兼地域包括支援センター係長	藤吉裕治
企画財政課長	坂田良二	学校教育課長補佐 兼学校再編推進係長	木村勝幸
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英	教育総務課 施設係長	甲斐田裕士
福祉事務所長	梅津俊朗	学校教育課 給食担当係長	森英臣
環境衛生課長	富重巧齐	消防本部総務課長	北嶋俊治
農林水産課長	大津光若		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	15	井 手 敏 夫	1. 胃がん検診時にピロリ菌の保菌検査を
2	17	壇 康 夫	1. 市立小中学校の教育行政（土曜授業実施と学校再編計画）について
3	3	上津原 博	1. 災害対策の更なる強化について
4	1	田 中 信 之	1. 公平・公正・嘘のない政治（徹底した情報の公開、ガラス張りの市政の推進）について
5	6	川 口 正 宏	1. 定住自立圏構想の取り組みと、市としての施策について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

おはようございます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただくようお願いをいたします。

それでは、早速、一般質問進めてまいります。まず、15番井手敏夫君、一般質問を行ってください。

○15番（井手敏夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。初めてトップバッターで行いますが、今まで1番に引いても最後の質問だったりしますので、皆の質問の間に自分の気持ちを整えていたんですけど、きょうはトップバッターというので整える暇もなく始めます。15番井手です。

きょうの質問は胃がん検診時にピロリ菌の保菌検査をできないかということで質問させていただきます。

平成24年3月議会におきまして、一般質問においてピロリ菌の保菌検査が胃がん検診とともにできないかの質問を行いました。残念ながら、現在もまだ実施に至っておりません。今回は2回目となりますが、前回より詳しくピロリ菌保菌者がなぜがんになりやすいかを話していきます。

私たちの胃の中には胃酸があり、魚の骨でも、肉の骨でも溶かして消化します。このようにすごい胃酸ですが、なぜ胃は溶けないのか。それは胃をつくっている細胞、胃壁と胃酸との間に胃酸に溶けないように粘膜を張っているからです。この胃の中の胃酸のおかげで今ここで私がピロリ菌をコップ1杯飲んだとしてもピロリ菌には感染しません。ピロリ菌は全て胃酸を浴びるとたった20分で消滅してしまいます。では、どうやってピロリ菌に感染するのか。

その前に、ピロリ菌は一種の風土病で、世界の胃がん患者の約56%は中国、韓国、日本の3カ国に集中しています。人種、民族の違いが影響していることは間違いなく、胃がんは東アジアの地域病と言われています。欧米ではないわけではありませんが、ずっと少ないわけです。日本の胃がんによる死亡は、2008年で男性は1位、女性では3位、合計では1位でしたが、2011年では男性では2位、女性では3位、合計で2位となっています。徐々に減ってはいますが、胃がんは発生数は年間10万人から12万人の患者さんが出ています。

胃がんの発生率はがんの中ではトップです。しかし、胃がんの患者のうちの死亡者は約半分となっております。世界広しといえども、日本だけです。胃がんにかかったとしても、日本人の場合は死ぬとは限らないわけです。要は世界に比べて医療環境がすぐれ、早期発見、早期治療の成果です。日本人の胃がん患者の5年生存率は約60%で、アメリカやEU欧州連合諸国では同じ5年生存率は約20%しかありません。なぜか。欧米と日本では胃がんの定義が違うからです。欧米では粘膜下層を破って外に出たら、がんと言います。日本では粘膜下層内にあるうちに粘膜内がんとして認識しているからです。粘膜内がんは放置していると、5年以内に60%が進行がんを発展します。

ピロリ菌は一種の風土病と言いましたが、欧米でも19世紀から20世紀の初頭まではもっと発生率が高かったわけです。それは冷蔵庫などの電化製品の普及で生鮮食品が新鮮なまま食べられるようになった、また、上下水道の発展も進んだからです。日本の井戸水はミネラルウォーターのようでそのまま飲めるが、外国では井戸水がそのまま飲めないために水道の発展が早かったわけです。日本を含むアジア諸国のピロリ菌保菌者が多いのは、人種、民族に加えて、環境上の問題があったわけです。

では、ピロリ菌はどのように感染するのか。ピロリ菌の感染は私たちが生まれて授乳期にあります。授乳期は胃に胃酸がありません。母乳やミルクのために溶かす必要がないからです。胃酸は離乳食が始まるときに出てきます。この時期に胃酸に冒されないように胃の内膜に粘膜が張られていきます。この胃酸ができる前に井戸水を飲んだ方、井戸水でつくった料理、井戸水でつくったミルクなど、つまり、私たちが土から地下水に溶け出したピロリ菌を胃の中に入れるわけです。今は上下水道とも完備され、赤ちゃんや子供たちも井戸水を口にすることが少なくなりました。団塊の世代の年代はピロリ菌感染率は70%から80%になります。団塊ジュニアの世代で約10%となっています。今の10代までの人は感染率が5%以下となっています。このまま行けば、ピロリ菌感染者はゼロになることも可能です。

話をもとに戻します。ピロリ菌は胃酸からやられないように、粘膜ができると同時に、粘膜の中に逃げ込みます。これでピロリ菌はもう安泰になるわけです。ピロリ菌に感染すると、数週間から数カ月で100%の方が慢性胃炎になります。慢性胃炎になって10年から30年で萎縮性胃炎に変わります。そして、その萎縮性胃炎から20年、30年で分化型胃がんになっていくわけです。最初の慢性胃炎から私たちがよく耳にする胃潰瘍、十二指腸潰瘍などが発生します。なぜかという、ピロリ菌に感染すると、私たちの体の中の白血球が外敵とみなして攻撃を始めます。攻撃を一生懸命しますが、粘膜に守られてピロリ菌はなくなりません。私たちの白血球は外敵がいる間は1日24時間365日攻撃をします。攻撃された細胞は腫れてきたりします。これが胃炎です。また、胃潰瘍です。余りにも攻撃がひどいと、胃の細胞が死んでいきます。胃の細胞が死ぬと、その胃の細胞をすぐに再生を始めます。きちんと再生ができているうちはいいのですが、たまに細胞がきちんと再生できなくて、変異した細胞が出てきます。これががん細胞です。このことはB型肝炎やC型肝炎も一緒です。肝炎ウイルスにかかると、ウイルスをやっつけるために白血球が一生懸命肝炎ウイルスを攻撃し、細胞が再生してを繰り返し、突然変異の細胞が出てきて、がんになると言われるのです。

以上は保菌者全員ががんになるという話ではありません。きちんと細胞が再生できている方はがんにはならないわけです。

先ほども話しましたが、今は水道水の利用がアジア各国でも進んでいますので、殺菌された水道水であれば、ピロリ菌を授乳期に飲むことはなくなります。私たちの年代は子供のときは井戸水でしたので、ピロリ菌の検査、除菌に対しての保険適用は、胃炎、胃潰瘍など胃の検査及び治療を行うときに同時に検査、除菌をすれば、保険適用になります。私も昨年の秋に十二指腸潰瘍で胃の検査を受けたときに一緒にピロリ菌の検査をしました。私もピロリ菌はしっかり持っていましたので、治療は朝と晩に薬を1週間飲み続けるだけで治ります。その後の検査でなくなっていました。このようにピロリ菌保菌者が全てがんになるわけではありませんが、がんの原因には間違いありません。であるならば、そのもとを絶てば、がんになるリスクが格段に減ります。と同時に、胃炎や胃潰瘍等も少なくなり、医療費の削減にもつながるのではないかと思います。

ここで健康係、国保係、また、山門医師会、薬局と回って、現在の胃がん検診、また、胃のための治療、ピロリ菌の検査費用等をちょっと調べてまいりました。国保係で調べていただいたレセプト点検の内容から胃のための診療分で、胃炎、また、十二指腸炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、また、胃の悪性新生物などで、年間3,540件ほど、金額は年間69,189千円ほどの医療費がかかっております。このデータは平成25年5月のデータを単純に12で掛けたわけですから、1年間のデータではありません。確実なデータではなく、約のデータです。

次に、胃がんの検診は平成22年に1,541人、検診率は9.4%。平成23年は1,554人で9.5%。平成24年は1,660人で10.1%。平成25年、去年は2,580人で16.7%の方が検診を受けていらっしゃいます。徐々にではありますが、上がってきております。

ピロリ菌の保菌検査方法には7つほどあります。内視鏡を使つての検査が3つほど、内視鏡を使わないでの検査が4つほどあります。それぞれメリット、デメリットありますが、特定健診時の検査としては内視鏡を使わない検査で、血液検査か、尿検査のほうがいいのではないかと思います。病院での検査は尿素呼気試験という検査が一般的です。私も尿素呼気試験ということで受けましたが、これはある薬を飲んで20分ほどして呼気を調べると、ピロリ菌の有無がわかるという簡単な方法です。特定健診時の検査では、それこそ業者への一括入札になる方法だと思いますので、入札業者との契約で個人負担500円で、残り補助していただいて、検診できるように何とか考えていただきたいと思います。

また、2番目の質問で、柳川山門医師会の久保山事務長にちょっとお話を伺いました。柳川山門医師会で所属される病院、診療所全てではないかもしれないけど、みやま市と協議をして、病院、診療所でのピロリ菌保菌検査を行い、その証明ができれば個人負担500円で行うことが可能になるのではないかと話を話し合いました。それが可能になれば、特定健診等に行けなかった方でも検査を受けることができるようになります。

また、薬局、薬店でのデータは、市外から来られる、市内から来られる、それがわかりませんし、胃腸薬がほとんどですので、腸のほうも含んでおりますので、胃のためのデータとしてはちょっととれませんでした。

ピロリ菌の胃に対する症状、また、進行状況、検査等々、ほんの一部をちょっと話させていただきましたけど、一人でも多くの方が胃の痛みから解放され、医療費の削減につながればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆さんおはようございます。井手議員さんの胃がん検診時にピロリ菌の検査をとの御質問にお答えをいたします。

現在、市が行っております胃がん検診につきましては、胃エックス線検査により実施しているところでございます。厚生労働省の有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインにおいて、胃エックス線検査は、対象とする一定の集団の胃がんによる死亡率を減少させる、つまり、胃エックス線検査を集団健診で行うと、胃がんによる死亡率が減少するということが証明され、胃がん検診として推奨されているところでございます。

さて、議員御指摘のピロリ菌の感染が胃がんの発生にかかわっていることが明らかになってきております。その中で現在注目されているのが、ABC検査と言われている胃の萎縮度をはかるペプシノゲン検査とピロリ菌の感染を調べるヘリコバクター・ピロリ抗体検査を合わせて行うことでグループ分けを行い、胃がん発症のリスクを調べる方法でございます。

この検査は、胃がんを見つけるものではなく、胃がんの発症のリスクの高低を調べ、ピロリ菌の保菌者に対してはピロリ菌の除菌を勧め、リスクの高い人は2次検査として胃カメラにより胃がんを早期発見しようとするものでございます。

このABC検査については、ハイリスク群の対象を選定するもので、その利用については

期待されますが、死亡率減少効果を示す研究が不十分であるということから、厚生労働省は集団健診で行うことを推奨していない状況でございます。

今後はエックス線検査による胃がん検診の受診率の向上を図るとともに、ABC検査についてもがん発症のリスクの低減のため、健康・福祉フェスタ等で実施を検討していきたいと考えているところでございます。

御提言につきましては、ありがたく受けとめ、今後の検討課題としますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

確かに今言われていますように、厚生労働省のほうから、このピロリ菌の検査自体が奨励されているわけではありません。しかし、先ほど話しましたように、胃がんのもとになっている要因の一部ではございますが、それは間違いのないことでありますし、先ほど話をしましたように、胃で苦しんである方を救うこともできますし、また、国保の医療費の削減にもつながっていくわけでございます。

先ほど話しました60,000千円が全部ピロリ菌によるものではないとは思いますが、少しでも、また、この医療費の削減につながればということと、先々ではピロリ菌はもう確実になくなっていくわけです。井戸水を使わなくなれば、ピロリ菌はなくなっていきますので、その間、私たち団塊の世代、団塊ジュニアまではそんなないかもしれませんが、高齢者がこれだけ住みやすいみやま市になっておりますので、その分についてよくお考えをいただいて、何とか、本年は間に合いませんけど、来年度にでもこのがん検診時に一緒にできないか、また、もしくは病院、診療所等で医師会と話をされて、全部の病院、診療所が対象になるかどうかわかりませんが、できることであれば、話を進められて検診ができるようになればと思います。もう一度、市長、ちょっとお考えをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

松藤保健福祉部長から答えさせます。

○議長（牛嶋利三君）

松藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（松藤泰大君）

ただいまの井手議員さんの御質問にお答えをいたします。

前回の一般質問が2年前の平成24年の3月議会の際に、ピロリ菌の除菌についての集団検診をということで御質問があっていたかと思えます。その後、2年前の一般質問のときから厚生労働省の検討の状況を注視をしてきたところでございます。

厚生労働省といたしましては、まだピロリ菌除菌の有用性を認定していないという状況でございます。これはもう今議員さんおっしゃったとおりでございます。厚生労働省といたしましては、国内外の論文を評価いたしまして、証拠の整理を行って、その結果を踏まえて、今後議論される予定と伺っております。

市といたしましては、そういう状況の中でも一定ピロリ菌の除菌についての知識を市民の方々に関心を高めていただくために、答弁でも市長が申し上げましたように、まず、イベントの中で希望者に対して、あくまで任意で個人負担金500円程度で自主的な検診をお願いする立場で、ことしの健康・福祉祭の際に、ピロリ菌の検査を実施していきたいと考えているところでございます。まず、自主的な検診をお願いする立場で意識の醸成に役立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

ありがとうございます。それは先ほどもちょっと控え室で話していましたが、前立腺がんの血液検査についてもこれはもう希望者ですので、ピロリ菌の保菌の有無についても検査はあくまでもやっぱりそれは希望者というような形で進めないと、強制という形にはなりませんので、その点はありがとうございます。

できるだけ皆さんからピロリ菌が早くなくなるように希望しまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、17番壇康夫君、一般質問を行ってください。

○17番（壇 康夫君）（登壇）

改めまして、おはようございます。17番壇康夫でございます。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。今回は市立小・中学校の教育行政（土曜授業実施と学校再編計画）についてということで通告をさせていただいています。

その中で2点大きくしておるわけですが、土曜日学校の授業関係については3点まとめて一緒に教育関係を問いたいと思います。1つは学力テスト関係、それと、土曜日授業、3つ目が情報通信技術ということで、俗に言うICTの授業という、この3点を一くりにまとめて質問させていただければと思います。

2点目には、小・中学校の現在行われている再編計画ということで具体的事項2点目として上げさせていただいています。

それでは、まず1点目ですが、ことは4月22日に全国で小学校6年生及び中学校3年生を対象とした国語、算数及び数学の全国学力テストが全国で一斉に実施されました。これによって全国ほとんどの学校が参加され、約224万人が受験されたというふうに報道されております。実際、この結果の詳細は8月ごろに公表される予定ですが、文部科学省においては2014年度、今年度から学校別の成績公表を各自治体の市町村教育委員会に認めるということで、単純に言うと、各市町村で公表するかどうかは勝手にしていいですよというふうになっています。ちなみに昨年度までは、文部科学省は基本的には認めないということで進めてこられました。

また、国ではこれに合わせて、ゆとり教育の改善策として、土曜日授業の実施、これも各自治体にお任せするということが案内しております。当然、その中で福岡県では、前回の県議会のほうでも知事のほうからも答弁されておりますけど、外部人材の協力、こういうものを得て、外部人材というのは職員のOBの方とか、地域で有能な経験者ということを指していると思いますけど、そういった方の協力を得て、少人数指導や習熟度別の指導実施を行って、学力向上を図る市町村を支援するということが知事も答弁されております。こういった中では、体験活動や道徳活動とも推進していくというふうに言っております。

さらに、文部科学省では2013年度に教育の情報化ビジョン、すなわち21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指してという中で、教育指導における情報通信技術の活用を上げております。学校における情報通信技術、俗に言うICT教育ですね、授業の活用は、学力の3要素の向上に資すると。この3要素というのは、1つ目に、基礎的、基本的な知識、技能の習得。2つ目に、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力など。

3つ目に、主体的に学習に取り組む態度。この学習の3要素の向上に資するということがわかるとしており、こういった中、全国的には各自治体で独自にタブレット端末等を使ったICT教育、授業を取り入れているところが数多くあります。ちなみにこの近郊で言うと、もう柳川市も実際やっておりますし、多分見られた方いらっしゃると思いますけど、きょうの新聞でも豊原小学校の授業の内容が載っておりました。全国的には全市的に上げているのが武雄市ですね。そこは御存じのとおり、市長が独特のやり方で、図書館にTSUTAYAを置いたりということでかなり全国的にも評判ですけど、あそこも全小・中学校にそういったICT技術を授業として取り入れていると。こういった中でどういうふうにされるのかですね。

1点目の具体的事項としては、全国で実施された学力テストの結果はどのような結果か概要はわかると思いますので、ただ正式には8月発表です。この結果の公表とそれを活用するのはどのようなふうにするのか。

また、1点目の中で、先ほど言いました土曜授業の実施を各自治体に任しておりますけど、みやま市でやっているところがあるのか、なければ、今後どのようなふうを考えてあるのか。

また、ICT授業も今後どのようなふうに、現状と活用の方法、計画方針をお聞かせいただければと思います。

2点目に、学校再編関係ですけど、現在、みやま市では市立小・中学校の児童の減少により、皆様も御存じのとおり、小・中学校の再編計画が進められております。

そういった中で、今、具体的に出ているのは、4校、現在、山川地区の4校ですね、山川東部、南部、飯江、竹海という4校の統合が平成28年度4月の開校予定で計画推進されております。現在の飯江小学校の敷地内に周辺の土地を追加購入して、体育館やプールなどを改築して、多目的ホールも新設する予定で進められております。以前も要請しましたが、私、全協なんかで言ったんですけど、給食調理室、こういったものの設置が全くなく、山川東部小学校横の給食センターを活用して、設置しないという回答というか、返事をいただいたこともあります。これについては、わざわざ4校統合のためだけに、何で配送センターの配送の手間をかける給食センターの活用をするのか、今現在でいうと、中学校とこの4校のために給食センターを活用しているのに、4校が一緒になれば、そこに設置すればいいじゃないかというのが私としてはどうも納得できないと。

また、全協あたりで議員のほうに提示された図面関係では、建設の予定では、学童保育の

施設、または、地区公民館、俗に言う校区公民館ですね、こういったものとか、今、活動されている山川南部で実施されているアンビシャス活動、こういった活動拠点の施設の配置が全く図面上ではわかりませんというか、されておられません。こういったものを設置されないのかですね。学童については一部この間の話では、設置するという話を一部聞いたことありますけど、それ以外の館はどうするのかですね。この間、全協の中でもある議員から出ていましたけど、校舎はそのまま使って、職員室、体育館、プールなどを改築すると、移転改築といいますかね。そうすると、子供は中古に住んで、先生たちは新品に住むと、不合理じゃないかという意見も出たぐらいですので、そういったものをどういうふうに考えてあるのか。

また、前回までの答弁では、小・中学校のその他の地区、俗に言う2校以降目と言うんですかね、中学校とか、清水と水上、もしくは下庄と上庄、本郷地区、そういったところの計画は時期の明示が全くされておられません。各学校の保護者や地域の方々が非常に困ってあって、私たちもいつ統合されるんですかとよく質問を受けます。

こういった中で具体的事項2番目として、まず、現在のみやま市の4校統合の具体的な建設計画の進捗と状況をお尋ねしたいと思います。

また、2つ目には、今後どのような環境を備えていくのか、その他の小・中学校の再編計画等も含めて具体的なスケジュール等を示して、ぜひ御答弁をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）（登壇）

教育の動向を踏まえたタイムリーな御質問をありがとうございます。

壇議員の市立小・中学校の教育行政（土曜授業実施と学校再編計画）についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の学力テストの結果の公表・活用と土曜授業の実施についてでございますが、本年4月22日に実施された学力テスト、つまり、全国学力・学習状況調査の結果については、10月ごろには全て明らかになります。昨年度までの調査結果では、みやま市は南筑後教育事務所管内においては、小学校、中学校とも上位にあり続けていると聞いております。このような全国学力・学習状況調査の結果については、これを重視しつつも、みやま市ならではの

学校教育の中での学力の捉え方は、学校教育法第30条第2項にあります基礎的、基本的な内容と思考力、判断力、表現力、さらに学ぶ意欲の総体として定義づけられました確かな学力と同じような捉え方をしておりますので、これらの総体的な学力の一部だけをはかることとなる学力調査の結果の公表については、現段階では考えておりません。

その理由といたしましては、さきに述べましたように、本市の学力調査の結果は南筑後教育事務所管内でも小学校、中学校とも上位に位置しているため、結果公表の狙いである学校現場への底上げを図るための刺激は必要ないと考えており、全国学力・学習状況調査の結果だけを市の教育委員会の判断だけで公表する必要性は今のところ特に認めておりません。ただし、福岡県教育委員会から全市町村の結果を公表したいという依頼があれば、それに応えることにいたしております。

さらに、この調査結果の活用につきましては、市の教育委員会では市全体19校の状況を把握し、分析の上、課題等を明らかにして、教育施策に反映させたり、具体的な取り組みにつなげていったりしているところでございます。

また、各小・中学校におきましても、福岡県教育センターから出されております福岡県学力分析システムなどの評価改善のためのプログラムを活用するなどして、結果を分析し、次年度の授業改善や学力向上の手だての改善等に活用しているところでございます。

次に、土曜授業の実施についてですが、現在のところ、本市においては土曜日に、いわゆる土曜授業として実施している学校はございません。しかし、本年度は市の教育委員会の事業として、夏季休業中の平日に5日間にわたって、昨年度、全小・中学校に設置していただいたエアコンを有効に活用して、各学校の実情に合わせて特別授業を実施し、授業時数を充実することにいたしております。

また、今後の土曜授業の実施につきましては、9月ごろに市教育委員会と小中学校の職員の代表とで土曜授業検討委員会を立ち上げ、みやま市の子供たちのためになる取り組みがどのようなものかを検討していく予定にしております。

次のICT授業についてですが、現在、各小・中学校に備えているコンピューターを順次更新していきながら、コンピューター室における活用を進めているところでございます。各学校で学級ごとにコンピューター室の使用割を作成し、教科等の内容に合わせてながら活用を図っております。

次に、2点目の4小学校の統合計画及びその他の学校再編計画はどう考えているのかにつ

いてですが、まず、具体的な建設計画と進捗状況についての御質問にお答えいたします。

統合小学校は、現在の飯江小学校の敷地を拡張し、約2倍の2万5,000平方メートルの敷地面積に、既存の校舎を改修して、現在とほぼ同面積の2,000平方メートルの一般児童教室棟、新たに建築するものとして、特別教室や職員室が入る管理棟約2,200平方メートル、多目的ホール約400平方メートル、体育館約1,200平方メートル、また、それぞれをつなぐ渡り廊下及び25メートルの屋外プール等を予定しております。

学校給食につきましては山川給食共同調理場からの配送を考えており、統合小学校に自校方式となる給食調理室の建築は考えておりません。その理由といたしましては、現在、山川東部小学校、山川南部小学校、山川中学校、そして、統合小学校の敷地となる飯江小学校の4校は、既にセンター方式ですが、共同調理場から配送しても、温かさや食感等については自校方式と比較しても遜色がないからです。また、竹海小学校の分が加わっても食数は550食程度であり、現在の施設で十分対応できると考えております。

学童保育所につきましては、担当部署であります福祉事務所と現在協議中でございます。

公民館につきましては、現在、飯江支館が教室の一部を支館事務室に改修して使用していただいておりますが、当面の間、統合小学校でも施設の一部を活用していただく方向で考えております。

アンビシャス活動につきましては、多目的ホールを活用しての活動が可能かと考えております。

続きまして、進捗状況についてですが、5月末で基本設計が終了し、今月18日に予定されております入札会において実施設計業者が決定される予定です。

造成計画につきましては、現在、造成設計のほか、開発行為許可申請の準備作業を行っているところでございます。

また、飯江小学校の仮設校舎につきましては、現在、建築確認等の申請手続を行っており、今月下旬から工事を行う予定となっております。

一方、ソフト面では、6月2日の全員協議会で御報告しましたとおり、5月29日に各校区から選出いただきました36人の委員さんによります4校統合協議会が発足いたしました。お手元に配付しております4校統合協議会便りにありますように、今後、統合までの約2年間、新校の名称を初め、通学方法、制服、PTA組織、各学校の歴史の保存等々、統合小学校の開校に必要なさまざまな項目について、調整、協議いただくことしております。

次に、4校統合以外の学校再編計画についての御質問にお答えいたします。

この件につきましては、昨年の12月議会でも議員よりお尋ねいただいたところでございます。教育委員会では、昨年11月、みやま市立小中学校再編計画における統合校の開校時期について見直しを行いました。飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の4校については、統合校の開校を平成28年4月とすること、それ以外の統合につきましては、対象校の枠組みはそのままにして、統合校の開校時期を今後、状況に応じて定めるというものでございます。

少子化が進む本市にあつては、よりよい学校教育環境を確保するためには、学校規模の適正化は必要不可欠であります。したがって、市の教育委員会では平成23年度に学校再編計画を策定し、それに基づき、今回の4校統合と瀬高地区の3校統合を推進してまいりました。しかしながら、学校統合には多様な要素がありますから、子供たちの教育環境、特に学習集団を改善したいということだけではなかなか保護者や校区民全体の理解が得られなかった、計画どおりに統合が進められなかったということでございます。

壇議員より、今後の具体的なスケジュールを示せとの御指摘でございますが、今後の統合の時期につきましては、これまでの取り組みの経過を十分に踏まえ、対象校の児童・生徒の推移や学校の状況、保護者や地域の理解の深まりなどを慎重に見きわめながら、見通しのある統合時期を判断しなければならないと考えております。

そのためには、ある程度の時間をかけてでも学校再編の必要性を訴え、より理解を深めていただくとともに、関係者の御意見等をしっかり把握していくことが必要だと思います。

何よりも本市最初の学校統合となります今回の4校統合を確実にやり遂げることが今後の統合によい意味で大きく影響すると考えております。

したがって、現時点で今後の具体的なスケジュールを明示することはできませんが、今回の4校統合が完了する平成28年度には、それ以降の統合時期についてお示しすることができればと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、ちょっと確認も含めまして、詳細に確認していきたいと思っております。

まず、1点目の事項の中の1つ目として、学力テストですけど、これが10月になると。こ

れ、インターネットで私も確認ずうっとしているんですけど、8月ごろには多分出せるだろうというふうに書いておりますので、ここについては10月というのがどうということなのか、答弁は要りませんけど。

それとあわせて、先ほど答弁の中でありました学力テストの結果によって、公表はしないと。ただし、具体的な取り組みをされているという内容、例えば、どういうことをその次の授業なりに反映させる具体的な取り組みということなのか、まず、1点目、そこを確認できればと。

それと、2つ目の土曜日授業については、ことしから夏休みの5日間を利用してと、前半、後半3日と2日ですか、何か分けてされるというのは私も自分の小学校も含めて聞いておりますので、今後、長岡教育長も、私どもアンビシャスで下庄小学校含め一緒にやってきた関係もありますので、そういった地域活動含めて、体験活動、こういったものを今後どういふに具体的にされようとしているのか、その考えだけでもお示しいただければと。

それと3点目に、ICTの授業、これについても進んでコンピューター室の利用を考えておりますということで進めておりますということは、してあるのか、多分タブレットを使ったというのはしていないと思いますので、今後、具体的に、例えば、来年度、そういった形でやるのかですね。全校でやる考えなのか、更新に合わせてということは、当然、各学校に装備の違いがあります、古い、新しいというのがですね、入れかえの時期で。それに合わせて新しくなったところだけ推進していこうという考えなのかですね。それとも、全国一斉でやろうとしてあるのか。これについては私、社会教育の関係で市民講座みたいにして一部されていますよね、スマホとか、タブレットを使った教育。この間も20名を対象に何か募集されて、していましたよね。だから、そういったものを例えば、小学校で授業の一環として、ましてやそれを土曜日授業なんかに取り入れて、先ほど申し上げた豊原小学校なんかはそれなんですよね。土曜日授業にスマホを使って通信技術の、要はメールの悪用とか、そういったものがないようにというのはきょうのマスコミに載っていたわけですね。だから、それと合わせて学力テスト、土曜日授業、ICTの教育というのは、全部関連して私一つにしたんですけどね。そういった部分でどのように考えているのか、まず、ここをちょっとお尋ねさせてください。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

3点御質問いただいたというふうに思います。全部運動はしておりますが、1点目の学力状況調査の公表につきまして、それから、ICT関係の授業につきましては、後ほど稗田指導室長が具体的にお答え申し上げます。

2点目の土曜授業につきましては、私は個人的な見解としましては、平成13年度まで実施されておりましたように、隔週学校週5日制がいいなというふうに思っております。そのことによりまして、授業の時間がゆとりが出るだけではなくて、議員御指摘のように、多様な体験活動が、しかも、地域と連携しながら推進できるということになると思っております。

今まで時数が減る中で、各学校は大事な行事を減らしてまいりました。行事も子供たちにとっては大事な教育活動なんですね。それを復活する意味でも、先ほど申しましたように、隔週5日制がいいなと思っております。ただし、これには少し壁がございまして、まず、週5日制を推進するプロセスの中で、土曜日に子供たちのスポーツ面や文化面の習い事がずうっと広がってまいりました。今では市を越えて、それらの交流、試合等が行われております。だから、土曜日の授業をたくさんふやしていくことにつきましては、子供たちの生活状況の改善が伴わないとなりませんので、これは広域にわたって合意をしていくということが必要なことではないかというふうに思っています。また、制度上の諸問題も来るかと思っておりますので、県の動向等を見ながら、ぜひみやま市の子供たちの力を伸ばす、行事を充実する、学力をつける、そういう観点から今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

稗田教育部指導室長。

○教育部指導室長（稗田賢次君）

壇議員さんからの御質問のまずは全国学力・学習状況調査の具体的な取り組みということです。

それにつきましては、市全体としてどんなところがよくて、どういうところが落ちているのか、長所、短所、そういったものをまずは分析をします。その上でみやま市しましては、基礎的、基本的な内容といいますよりも、活用力、いわゆるB学力というところに課題がありそうだというのがだんだん明確になっておりますので、B学力、いわゆる思考力、判断力、表現力というところで、小学校では課題があるということなので、教育施策の中に教え上手

から学ばせ上手というような形で施策を打ち出して、それを各小学校、各中学校のほうにもですが、校長会等、教頭研修会、あるいは教育主任研修会、そういう研修会の折に、指導主事として出て行って、その啓発を図る、あるいは具体的に学校に訪問して、授業の検討会等に生かしていくように指導をしていくというところでございます。

中学校のほうでは、もう少し基礎、基本みたいなところも力を入れるべきという結果が出ておりますので、凡事徹底ということで小さなところからでもきちんと徹底した指導ができるようにということの指導をやっているところでございます。

そのような活用で具体的に取り組みを図っております。

もう1つのICTの授業ということでございますが、現在、みやま市の小・中学校には全部パソコン室があり、コンピューターが備わっております。それを順次、最新型の形に変えていくという作業をやっているところでございます。そして、コンピューター室での調べ学習とか、探求的な学習に役立っているというところを推進しております。

壇議員さんからの御質問もタブレット等の活用については、武雄市あたりがやっているような反転授業といって、授業のスタイルを全く変えていくという形での活用が行われていますが、それについても使い方、あるいは効果等についてはまだまだ十分情報収集なるところまでは行っていないと思います。それで、そこらあたり、メリット、デメリットしっかり見定めながら、どういうふうに入れていくのであれば入れていくというのを考えていきたいと、今のところ思っておるところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、今の学力テスト、土曜日授業というのは、今後、そういうふうには、体験活動含めて活用しながら、十分みやま市の子供たちが学力のみならず、総合的に成長するような教育をやっていただければと思います。

ただ1つだけ、先ほどの指導室長のICT授業の導入関係ですけど、これについては最新型のPCを導入し、今後、活用含めて考えていきたいということでしたけど、最新型のPCにそろろうというのは全校一斉じゃないですよ。順次ですよ。予算上見ても、例えば、4校だけ上げていくとか、ずっと順番に、一斉に15校もしくは19校が全部同時に入れかわるわ

けじゃないと思いますので、そういった意味では、最新型になったところをしていくつもりなのかですね。また、武雄市がやっているというのは確かにあそこは全国的にも、私に言わせると、突出したやり方と。ただ、先ほど申し上げましたように、お隣でもやっているわけですね、もう、現に。土曜日を使って、課外授業みたいな形のICT授業を。要は小学生には小学生に合わせたスマホ、もしくはタブレットを使った、ある意味、犯罪にかかわらないような教育方針だとは思いますがね。

そういった中で、要はこれを学力だけじゃなくて、今、小学生でも携帯を持つ時代です。私は個人的には物すごく反対なんですけど、中学校までは要らないという考えの人間なんですけど、ある人に言わせると、古いと。ただ、そうなれば、それじゃ、保護者も含めて、本当にこのスマホの教育を熟知しているのかと。例えば、私の友達あたりでもよく聞きます。この年代になると、スマホの使い方がようわからんと。だから、何のためにスマホを持っているんだと、いや、情報をとるのにいいと。それじゃ、遊びに行ったときに、ちょっととってよと、ようわからんと。だから、今、時代がそうなんで、世代的に今の多分小学校、中学校の保護者も、使い方をわかっていない。例えば、パソコンにしても、携帯にしても、スマホにしても、そうですけど、そういったプロテクトを、それじゃ、かけているのかということすら、いや、そういうのが通信業者に対してあることも知らない、買ったときに、いいですね、いいですね、はい、はいって丸つけているというような状況は多々あると思います。そういった中で、子供が今ゲーム機でも通信ができますよね、当然、知ってあるとおりの。だから、そういった中でどういう使い方をするのかを含めて、子供のそういった興味を持つ授業をぜひ展開していきたいなというふうに私考えますので、ちょっとこのICT教育については、答弁だけ、指導室長の話聞いていると、いつになるかわからんとというような話ですので、教育長のほうから具体的にその辺を教えていただければと思います。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

御指摘の内容が2点あったかというふうに理解いたしました。

1点は、ICTを使った授業を多様に推進していくと、あるいは全校への広がりはどうかというふうなことでございます。

2点目は、携帯の保持等と関係しますので、これは犯罪までは行きませんが、いろんな

問題行動等を連携するという御指摘ではなかったかというふうに理解をしましたので、そういう理解のもとに御回答を申し上げます。

コンピューターはもうかなり新しいものになってきました。これは市当局の財政上の支援が非常にあったということで、ほぼどの学校も遜色ない状態に新しさの面ではなっているというふうに思っています。

それから、ICT、あるいは情報機器の活用と申しますと、今、タブレットがはやっていますが、私はそればかりではないというふうに考えております。例えば、市内でもその新しく導入していただいたコンピューターを活用して、図書館と連動して調べる方法を多様に子供たちが使いこなしながら、社会科や総合的な学習の調査をやるという活動がもう地に着いた活動が進んでいる学校がございます。タブレットも、電子黒板も一つの道具でございますから、これを授業や教育活動にどのように生かしていくか、子供が使えるようになるかということが非常に大事なことではないかというふうに私は考えおるところです。

今後コンピューターを初めとする機器の活用につきましては、多様性の観点から積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目は御指摘のように、確かに携帯、スマホの保持率が市内の小・中学校でも年々ふえてきております。これは便利である一方に子供たちの問題行動を誘発するという側面も持っております。御指摘のとおりです。これにつきましては、情報機器の活用の中で授業として取り上げていく、その使い方を取り上げていくと同時に、保護者等への啓発もあわせて図って、この正しい使い方を児童・生徒に指導していくということが大事ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、今のICT授業に関してはぜひ教育長も最新のPCがそろっていると、これは私が議員になってもう10年以上になりますけど、当初から瀬高町のころから、何でパソコンをWindowsを入れないんだというところから始まって、私はかなり力を入れて予算取りもお願いしてきたところです。そういった意味で、教育長ほか全員御存じのとおり、今、東京の一等地、この間も虎ノ門ヒルズがオープンしました。家賃が600千円から二百何十万

円という家賃らしいですけど、ここの大半がIT企業なんですね。で、六本木ヒルズのマンションもオーナーで家賃2,000千円以上で入っているのはほとんどIT企業の社長さんです。この辺も皆さんも御存じだと思います。そういった意味では、IT企業がどうこうじゃなくて、今後、コンピューター、パソコン、スマホ、こういったタブレットを使った教育を受けた子供たちが世の中を背負っていく必要があると。言いかえれば、昔、そろばんをしようたやつが数学が得意だとかいうぐらいに、生きていくために今パソコンが使えないと、もっと言えば、この辺の職員募集、もしくはパート募集でもそうです。ワード、エクセルができる方というのはもう必ず入っています。そういった意味では、主婦層でもワード、エクセルぐらいは使えないと、募集にひっかからないというぐらい、今から先はコンピューターが使えないとできないと。ただし、そのときに正しい使い方をいかにできるか。この間もニュースでありましたけど、悪用すると、いろんな拳銃作製から、麻薬から、いろんなことが可能にもなります。そういった意味での抑制も含めて、いかに正しい教育を、先ほど教育長がおっしゃったように、保護者も含めてですけど、私どもも勉強していかにやいかんという時代だと思います。当然のことながら、学生の就職活動でも、昔は履歴書を手で書いて持っていくというのが当たり前でしたけど、今はパソコンで登録してから、向こうから返事をもらうというような通信技術の募集採用が当たりの時代です。ぜひ今後、そういうのを目に据えて教育方針を打ち出して、少しでもIT技術に抵抗のないような子供たち、もしくは知識の習得に向けてやっていただければと思います。

じゃ、改めまして、2点目の統合関係に移らせていただきたいと思います。

これについては、先ほど私、一番最初に気にしているのが給食調理室をなぜつくらないと。今の給食センターの調理室センターといいますかね、山川のあそこで十分用は足りると、教育部長の答弁でも全員協議会のときに聞いております。ただ、今、4校が統合すると、4校統合校と、どういう名前になるかわかりませんが、そこと山川中学校のために給食センターがあるという形になると思います。私は、答弁の中では温かさも守れるし、十分いけるというお話、答弁をいただきましたけど、じゃ、みやま市は自校方式とセンター方式、どちらを推進するんだと。その中で少なくとも私は自校方式を推進してほしいと。何でかという、これは教育長も御存じのとおり、土曜日授業をやったり、何やかんや集会とか、いろんなイベントしたときに、給食の人数が変わるときとか、もしくは日々の教育の中でも子供たちが給食室に料理を取りに行き、給食の、俗に言う、言い方悪いですけど、給食のおばちゃん

に「ありがとう」とか、そういったものを挨拶して取りに行くとか、返しに行くとか、そういった活動が本当に食育教育には向いているんじゃないかなと。だから、はっきり言って、市の財政的に厳しいというところはセンター方式にどんどん移行しとるでしょうし、財政力があるところは逆に自校式を進めていくと私は認識しているんです。私は統合するのは学校の管理を、ある意味、経済的にも、財政的にも減らすということもできる中で、何で給食までそうやってセンター方式を選ぶんだと。いずれ給食センターが10年、20年たったら、それじゃ、また建てかえるのかと。それだったら、今のうちにまだ使えるかもしれんけど、4校統合校につくってけばいいじゃないかと、教室1つ分要らないわけでしょう。この間の説明では、装備が大変だと。それじゃ、全部センターのを移せばいいじゃないですか、使えるんだったら。そしたら、日々の配送料も要らないし、子供の教育にもいいというふうに私は常に考えているんですけど、この辺について教育長の考えをぜひお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

まず、4校統合校の給食の手当てでございますが、現在は4校のうちに竹海小学校を除く3校についてはもう既に山川の共同調理場から配送しておるところです。しかも、山川中学校と。統合しますと、竹海小学校が加わりますが、これを加えても550食程度ということで、山川共同調理場で十分賄えると。センター方式が著しく自校方式から劣るということになりますと、食育の観点から、設備そのものを考えていけないといけないということになります。山川の共同調理場の給食は、これは非常においしいし、温度も保てるというふうに職員が言っとるわけですので、これを活用しない手はないと思いますし、実績もでございます。そういうことで4校はいいのではないかとというふうに思っております。

今後、統合校につきましてはどうかと申しますと、第2グループは下庄小学校に、予定ですけれども、再編計画では統合校が館を構えるということになりますと、そこは自校方式でございます。それから、昨年度までにお答えしているかと思いますが、それ以降の統合校につきましては、自校方式を原則とするということではなかったかと思いますが、それぞれの学校の歴史等を踏まえて対応していくということではないかと。予算節約も大事ですが、要は子供たちの食育、給食指導の観点から、大事なことを落とさないということではないかと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ということは、今の給食センターが使えるという大前提で、遜色がないからということをお聞きしたと思います。そうなった場合に、例えば、じゃ、この給食センターが老朽化したときにはまたセンターをつくり直す考えなのか。多分そのときにはならんとわかりませんという答弁でしょうけど、その部分だけをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

今のセンターができてからまだ年数がそれほどたっておりませんので、ただ合併前ではございますけれども、当面、使えるということで判断をして、こういった統合校に給食室をつくらないという方針を立てたところでございます。

ただし、議員がおっしゃるように、統合校に給食室を設置いたしますと、山川中学校の対応が今度は問題になってまいります。山川中学校は同じように給食センターから配送をしておりますので、それを今の給食センターを維持しながら、山川中学校の食数だけを今後つけていくということになると、1食当たりの経費がかなり膨大になっていきますので、そういったところから、今、使える給食センターを使っていこうということで考えておりました。

ただ、今後、30年、40年ということになってきますと、こういったふうな子供たちの人数もまだそういった先までは見通しが持てませんので、はっきりしたことは申せませんが、少なくとも今、使える部分を使っていこうということで、今回は統合校には給食室を設置しないということで決定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今の教育部長の答弁だと、私が質問したのからずれているなど。要はセンターが使えなくなったとき、どうするんですかっていう話なんですよ。今のは、センターは長い間、使える

間は使いますと、その答弁であって、その後をどうするかっていうのを私は聞いているので、4校統合校につくるのか、中学校もつくるのか、給食センターを改築するのか、そこだけをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

23年度の夏から、この再編計画案についての説明会を市内の15校区で開催をさせていただきました。その際に、幾つかの校区から、給食についてはどのように対応するのか、統合後の給食をどのように対応するのか、そういった御質問をいただきましたが、そのときにお答えをしたのは、今後、統合校での単独校方式を維持していきたいということでお答えをいたしました。たまたま今回は山川の給食センターがみやま市の合併前から存続をしておりましたので、それを有効活用するというで考えておりますけれども、今後、先ほど申し上げましたように、学校再編そのものの経過、それから、結果、10年後、20年後の結果、それから、子供たちの児童・生徒数の推移を見ながら、ひょっとしたら、こういった方針、単独校方式を持っておりますけれども、やっぱり少人数になりますと、非常に給食の運営が厳しい面が出てまいりますので、配送方式を利用した自校方式に、大川あたりが考えておりますが、必要最小限の経費を使って配送方式を取り入れる必要もあるかなというふうには思っております。ただ、それがいつの時点になるかははっきりわかりませんが、当面はこの給食センターを使っていくということでぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

全然私の質問に対しての答えに、当面は使っていくと、そこはわかっると言っているわけですよ。小学校の人数が減ったとき、中学校もそうでしょうけど、人数が減ったときにどうのこうの、減るから統合するんですよ。でしょう。10人、20人の給食を配送するという話はないわけでしょう。そのための学校再編計画じゃないんですか。根本的な考えが違うじゃないですか。言っていることが。だから、20年、30年かかるのか、センターを使うのはいいんですよ。基本的に自校方式を考えて推進して、今は使えるからということなのか、センターを全校に展開していく、大川市なんかそうですよ、センター方式を優先していくのかとい

うことを私は知りたいんであって、私はあくまでも最終的には自校方式を目指せということ
をここで申し上げておるわけです。それにかかって教育長、どういうふうを考えてあるのか、
ちょっとお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

今の御質問は、どっちを重視していくかということですから、方針は統合を進めていく過
程でも自校方式を中心に考えていくと、これが1点目です。

今回の4校の統合校並びに山川中学校につきましては、もう実績としてセンター活用して
いると、しかも、これが20年、30年活用できるという見通しがございますから、何回か繰り
返しますが、これが著しく温度とか、食感とかいうふうなことで劣るなら、また考えないと
いけませんけれども、十分このセンターはつくり方もいいのだと思いますけれども、いいと
いうことでございますから、今度の統合校と山川中学校については活用させていただくとい
うことでございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

統合校についてはセンターをとということで、私としてはわかったと。なら、その後という
話をしているので、教育長のほうから優先的には統合、自校方式を目指すと、将来的にはで
すね、多分私もそうですけど、教育長も、部長も、この中にはいないと思います、そのとき
はですね。

いずれにしても、自校方式をみやま市は極力推進してほしいと。もちろん財政的な部分を見
ながらですけどね、私としてはできれば今回からも自校方式を目指して、子供たちの食育
教育も一緒に整えてほしいというところだけ言っておいて終わりたいと思います。

じゃ、次のほかの館についての話ですけど、学童については、今、協議中ということで、
一部福祉事務所のほうからも要望が出ていて、建設する方向でという話を聞いていますので、
そこが具体的にそういうふうな話かどうか、ぜひ答弁をお願いしたいと。

それと、先ほど教育長の答弁であったアンビシヤス及び公民館の施設については、アンビ
シヤスは多目的ホールを、公民館は一部の施設を使つてと。こうなると、今、問題となって

いるアンビシャス活動、公民館活動でよく言われるのが、鍵の管理はどうするんだと、学校は知ったふりせんやないか、知らんふりするやないかという話があるわけですね。施設の中、学校の敷地内にあれば。学童でもそうです。全然、館が別であれば、こっから線、入っちゃだめよみたいな管理されていますけど、行ったり来たりすると使用の制限されたりですね。特に土曜日なんかはこっち来ちゃだめよ、危ないよとか。じゃ、運用の責任をきっちりどこでつけるために、こういう多目的ホール、施設の一部、可能なかどうか、そこをお答え願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（田中裕樹君）

今、学童保育所の協議の進捗の状況、それから、アンビシャスが使おうという多目的ホール、どんなふうな運用でするつもりかという御質問だと思います。

1点目の学童保育所との協議の内容ですが、これにつきましては統合協議会のほうでも早いうちに地域の方ともお話をする予定ですが、前段で今、福祉事務所のほうと話をさせていただいております。大きな内容につきましては、学童の場所ですね、位置を敷地内のどこに持っていくかというのが1点。それから、今、学童は東部小学校、それから、岩田小学校にある学童をそれぞれ4つの学校が利用しています。この分をこちらに移すというところで、その分についてどういうふうに移していくかということは今、事務屋レベルでは話をしているところでございます。

それから、アンビシャスのほうですが、今現在、南部小学校もランチルームのほうで活用を図っているところだと思います。多目的ホールといいますと、学校内に各種いろんな団体にも使っていただけるような、給食を食べることもできますが、ほかにもいろいろ活用できるように、今、計画をしております、その管理につきましては鍵の受け渡し等について細部を詰めることによって、いろんな団体が使えるような形をつくっていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ということは、時間もないので、もう簡潔に、学童の施設はつくと考えていいんですか。

○議長（牛嶋利三君）

学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（田中裕樹君）

つくといいですか、つくるのは福祉事務所のほうになると思いますが、うちのほうとしてはもう十分用地としては確保しておりますので、あと福祉事務所のほうに予算面等については計画をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

じゃ、多分そういう建設に当たっては話が出るだろうということで、通告書には市長に答弁をというふうに書いております。調理室の建設の自校云々、この辺の建設の権限は市長にあるわけですから、市長は以前、自校方式がいいというお話も私にされています。そういった中で、先ほどの学童の館ですね、この辺をどう考えているか、ぜひ給食調理室の自校方式云々とあわせて、よかったら市長のほうからお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

学童保育所というのは非常に最近重要視されておりますし、ぜひともこれは各学校につくりたいと、このように思っておりますので、そういう方向で進めたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、市長のほうから学童についてはつくるという方向で協議の中で進めていくということで、最終的には福祉事務所のほうで予算確保をしてということになると思いますので、ここについては28年度4月から学童が運営できるというふうに確信して、この質問は終わりたいと思います。

あとアンビシャスについてと公民館の一部については、鍵の受け渡しでということですので、新しく建設される管理棟のほうにこの部屋もできるというふうに考えてよろしいんです

か。公民館の施設というか、部屋が。アンビシャスは多目的ホールを使うとして。そこだけお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（田中裕樹君）

先ほど答弁の中でもありましたように、学校施設の中で、今現在が飯江小学校の中の施設を使っただいておりますので、今度の新学校の中の施設を御活用いただけるようにスペースをつくりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

スペースをつくるというのは、今まで空き部屋を利用しているのと違って、管理棟を新たにつくるわけでしょう。だから、スペースじゃなくて、部屋としてあるのかどうかも含めて、鍵の受け渡し、学校敷地内ですから、という質問をしているのであって、あいているこの一角、多目的ホールのこの辺を使ったださいという話じゃないですよ。設計の段階で公民館に対するあれがあるのかというのを聞いているんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

公民館につきましては、現在、体育館の一部を拡張しまして、体育館の中に事務室を確保したいと考えております。鍵の管理については、別に玄関のほうから入っていかれるようにできるかと思っておりますので、十分対応可能かと存じております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

再度、最後に確認させてください。

体育館の管理室を一部公民館の部屋に改築してつくと、これ体育館も新たにつくり直すわけですね。その中に校区公民館、4校になるのか、どういうふうにされるのか、そこも本当は聞きたかったんですけど、校区公民館としての部屋をつくと考えていいわけですね。

はい、わかりました。

では、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行ってまいります。3番上津原博君、一般質問を行ってください。

○3番（上津原 博君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。議席番号3番の上津原でございます。議長の承認をいただきましたので、通告に基づき、災害時対策のさらなる強化についてお伺いいたします。

この災害時の質問についても、九州北部災害以降、何回か質問をしましたがけれども、またことしも本格的な梅雨の季節にもなり、本年も全国各地で集中豪雨による被害の報道がされている状況にあります。

本市においても、豪雨災害を想定して、防災訓練が実践しながら行われております。地域住民の方々の防災意識の向上につながる訓練がなされているというふう感じております。市民生活を安全を守る、本当に大切な訓練がされているというふう考えています。

しかし、高齢者や病気などで自立歩行が困難な障害を抱えている人、さらには児童や幼児などの弱者への対策は最重要視しなければならないと思われ、居住されている地域ぐるみで安否確認など、日常の生活の中で培わなければならないと思われま。

防災訓練時においても、行政と地域が連携をとりながら進めていくためにも、日常生活の中に根づかせなければならない課題だというふうに思います。

今年度から、高齢化率も30%を超え、今後も高齢者はふえる見込みであり、独居老人や高齢者世帯もふえる可能性もあります。災害時の避難誘導や対策を各地域でも行っていく必要もあるのではないのでしょうか。

現在、地域では、防災組織がある校区と未組織の校区もあり、全校区での組織化を早急に進めていかなければならないと思います。自然災害で被害を受けた地域では、コミュニティーの重要性が再認識されているというふうに思いますが、一方では、自治会や町内会への未

加入や脱会がふえているという報道もされております。

今月、6月5日の新聞に、政令市では初めて、北九州市で自治会などへの加入を進める条例が策定されたとの掲載がありました。6月定例会に提案がされ、可決されれば、7月1日から施行され、11月までに行動計画と推進組織をつくる方針だそうです。

自治会に加入する、しないは本来、自由意思に基づくものと思われませんが、希薄化が懸念される大都市圏では、条例をつくらざるを得ない現状になっているのかなというふうにも思います。

当市においても、行政区に加入していない人がふえつつあるのではないかと懸念いたします。都市圏では、若年層世帯の未加入が言われていますが、当市においては若年層世帯と高齢者世帯が若干ではありますが、ふえているのではないかとというふうに思います。

高齢者世帯の一つの例として挙げれば、年金支給額が低く、入区費や年会費の負担が大きく、さらには高齢で区の行事にも参加するのが厳しい、あるいは公役などの参加も厳しく、参加しなければ罰金が科せられる、これは区によって違うというふうに思いますけれども、そういった制度があって、生活も厳しくなるという声も、一部ではありますが、伺っております。

行政区に加入している世帯、加入していない世帯ともに市民です。市民の安全で安心して暮らせる生活の保障は、行政として保障しなければならないと考えます。行政区に加入していない世帯への加入へ向けた取り組みも行政区と十分な意見交換や実情を踏まえ、行政としても積極的な取り組みが必要ではないかというふうに考えております。

今回は、災害時対策のさらなる強化についてと通告いたしておりましたので、以降、4点について現状と考え方についてお伺いいたします。

具体的事項1として、地域の防災組織についてでございます。

現在、どれくらい組織されているのか、また、どのような人たちで組織されているのか、そして、組織化に向けての行政としての助言などは行っているのか。

具体的事項2として、独居老人や高齢者世帯への避難誘導支援について。

各校区や各行政区に居住している独居老人や高齢者世帯の所在確認は、平常時に調査などを実施し、災害時に適切な対応を行わなければ、二次災害、三次災害へと被害が拡大する懸念があります。所在確認などの把握はどこで行っているのか。

具体的事項3として、行政区長と民生児童委員の連携についてであります。

水上校区で防災訓練が行われたときも、市長は、行政区長と民生児童委員の連携は大切だというふうなことも挨拶の中で言われておりましたけれども、行政区に入区していない独居老人や高齢者世帯の把握はどのように行っているのか、また、入区していない市民への行政からの情報提供はどのようにされているのか、そしてさらに、入区されていない世帯には広報紙やお知らせは戸別配布されていないというふうに思いますが、その対策はどのように行っているのか。

やはり、こういった情報提供がないと、高齢者の方が災害時にどこに避難すればいいのか、そして、環境の分のもそうでありますけれども、分別収集等がかなり煩雑になっているという状況もありますので、そういった分別収集の情報等もどうやって情報を仕入れていращやるかというふうに思っております。

具体的事項4といたしまして、災害時の情報共有についてでございます。

市は、災害時における情報収集は大変重要と考えております。しかし、地域でも、防災組織が未整備な地域は、正確な情報が伝わりにくいと思われます。市民の安全な暮らしを提供するためにも、北部九州激甚災害の教訓を踏まえ、組織化を進めていくべきと考えております。

以上、4点についてお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

上津原議員さんの、災害時対策のさらなる強化についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、地域の防災組織についてでございますが、現在、みやま市内において37団体の自主防災組織が結成されているところでございます。

各組織の役員につきましては、主に行政区長、班長や隣組長、公民館役員、民生児童委員、消防団OBなどの皆さんが担われている組織が多いようでございます。

市といたしましては、行政区単位での自主防災組織の設立を推進しているところでございます。今年度も昨年度と同様に、市の単独事業として、自主防災組織を新たに設立した団体に対して、研修会や訓練の費用、資機材購入の費用等に200千円を上限として補助をいたしているところでございます。昨年度は、新たに10団体に設立をいただきました。

防災とは、みずからの身の安全はみずから守るという自助、地域連携による防災活動の共

助、行政機関による応急対策活動の公助の3つの連携による活動が大切だと言われております。

共助、すなわち地域防災力の向上がこれから大変重要な課題であり、その中心となる組織が自主防災組織であると考えているところでございます。

今後も、未組織地域における設立推進はもちろんのこと、既に組織されてある団体に対しましても、防災訓練のお手伝いや出前講座など、側面からの支援に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の、独居老人や高齢者世帯への避難誘導支援についてでございますが、市では、災害時に一人で避難できない高齢者や障害者である災害時避難行動要支援者の皆さんを地域の方々の協力のもと、安全かつ確実に避難できるよう体制を整備することを目的に、平成23年に災害時要援護者避難支援プランを策定いたしました。

また、要援護者支援システムを導入し、平成24年3月より要援護者支援の申請書の受け付けを開始いたしました。現在、738名の方々が登録をされておるところでございます。

この制度の目的は、地域で支援を必要とする人を把握し、台帳の整備を行い、地域において日ごろからの見守り支援や安否確認、災害時には避難支援等を受けることができるように、地域における支え合いの体制づくりを構築することにあります。

支援を必要としている本人の申し出により市へ提出いただいた情報は、本人の同意のもと、行政区長、民生委員、社会福祉協議会へ情報提供をすることといたしております。

この取り組みは、防災を所管する総務課と、高齢者を所管する介護支援課、障害者を所管する福祉事務所の3つの課の連携により事業を進めております。

さらに、昨年度と同様に、福岡県の事業である災害時避難行動要支援者避難支援事業を活用して、地域防災力の向上に取り組む予定でございます。

なお、今年度は、江浦校区と清水校区の2校区を対象に事業を進めているところでございます。

この事業は、3回にわたるワークショップ形式の体験型研修と防災訓練を通じて、要支援者の避難支援の重要性や地域の自主防災力の必要性を認識してもらうことを目的といたしております。事業後には、要支援者の避難体制の確立や地域リーダーの育成、さらには自主防災組織の立ち上げへとつなげていきたいと考えているところでございます。

今後も、関係する複数の部署と協力しながら、高齢者等の皆さんの避難誘導支援に取り組

んでいく所存でございます。

次に、3点目の、行政区長と民生児童委員の連携についてでございますが、要支援者の支援の取り組みについては、地域内の連携が不可欠となります。具体的事項の2点目でも申し上げましたように、名簿に登録された災害時避難行動要支援者の情報については、本人の同意のもと、地域の中で支援にかかわっていただく行政区長、民生委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、ふれあい活動委員、自主防災組織の方々との間で情報の共有を図り、日ごろからの声かけや見守り活動等の実施に活用していただいております。

このような活動を通して、各行政区において自治会未加入高齢者等の把握も行っていただいているところであり、未加入の要支援者に対しましては、みずからの災害時の避難行動における居住地域の協力の必要性を再認識していただくような声かけを各行政区等をお願いしながら、自治会加入促進にかかわる支援を行っていきたいと考えているところでございます。

また、災害時における情報伝達手段の一つとしてコミュニティー無線がございしますが、昨年度にスピーカーを21基増設して、市全体で77基とし、情報伝達手段の強化を図ったところでございます。

さらに、自治会への加入、未加入にかかわらず、土砂災害特別警戒区域に指定されている住民の方々には防災ラジオを無償貸与して、情報提供に努めているところでございます。

次に、4点目の、災害時の情報共有についてでございますが、災害時における情報収集は、私どもも大変重要と考えているところでございます。

具体的事項の1点目でも申し上げましたように、みやま市としては行政区単位での自主防災組織の設立を推進いたしているところでございます。

まずは、みやま市全域に自主防災組織を立ち上げ、組織がある地域と未組織地域における地域防災力の差が生じないよう取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

さらには、災害時における正確な情報の伝達や迅速な避難行動ができるよう、防災面における中心的な組織となるよう支援を進めていきたいと考えているところでございます。

また、今後は災害対策本部の情報管理部門を強化し、地域の自主防災組織との連絡体制を密にしながら、避難者を含めた住民の皆様への情報伝達をきめ細かく行っていきたいと考えております。

これからも各地域において、日ごろから見守り、支え合うことができる地域づくり、地域防災力の向上を目指して、関係機関との連携のもと、安全・安心のまちづくりに取り組んで

いく所存でございます。

御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

大変詳しく答弁いただき、大変ありがとうございます。

まず、具体的事項の1番目で申しました地域防災の分ですね。昨年度、10団体を設立していただいたということと、現在、37団体があるということなんですが、この団体の設立というか、地域防災組織の設立のあり方についても、山間地域と、やっぱり平野部での組織のあり方というのも、もっと深く検討していかなければならないのかなというふうに思いますけれども、そういった検討の中で今後、地域防災組織の組織づくりというのを考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

平木総務課長。

○総務課長（平木啓喜君）

地域防災、自主防災組織につきましては、平成23年度より組織化を進めまして、まず初年度の平成23年度には18団体、それから翌年度の平成24年度には8団体、そして平成25年度には10団体ということで、今年度に入りまして新たに1団体の組織設立を見たところでございます。

議員の御質問でございますが、みやま市は山あり、それから平野部あり、それから海を控えておるといふ多彩な地域性を持っているところでございます。ただ、やはり、この自主防災組織というのは、先ほどの説明にもありましたとおりに、行政区を基本的には単位として設立を進めているところでございます。現在のところ、やはり地域性、特に行政区長さんが災害に対して非常に関心を持ってある方、または地域性でそういった心配があるところがより組織化が進んでいると思っておるところでございます。

今後につきましては、未組織の地域にできるだけ力を注いで、組織化が進むように推進していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

組織づくりということであれば、やっぱり私も各小学校区、大きなところでは小学校区単位でやったほうが人間的な配置含めて、いいかなというふうに思いますけれども、やはりきめ細やかな、いわゆる非常時における手助けというのは、やっぱり小さな行政区でもいいのかなというふうに思っているわけです。

先ほど、冒頭、北九州の例も挙げましたけれども、やはり大都市圏においても、北九州の事例については、ちょっと防災も含めた中身でもありますけれども、自治会の加入とか町内会の加入という中身が、若干、私の質問とちょっと違う中身がありますけれども、全国的に、こういった自治会組織に未加入者がふえているというふうな現状もあるんですね。

なぜかといえば、こういった組織づくりをやっていかないと、今、声高に叫ばれております地域コミュニティの充実というのから、かけ離れた環境づくりになっていくのではないのかなというふうに思います。

答弁の中でも、未加入者については、行政区長さん含めて声かけをやって、なるべく入ってもらえるようなことも取り組んでいくというふうに言われておりますけれども、先ほど一番初めに言った中身であれば、やっぱり高齢者の世帯の方も、入られない理由といたしますか、入りたくても、年金額が低い、あるいは各行政区での行事になかなか参加できるような体じゃないとか、そういった分もあるというふうに思うんですね。そういった人たちも入区できるような環境をつくっていかねばならないのかなというふうに思います。

あと、そういった人たちに対しては、行政区として何らか、免除できるような分もやっていかないと、行政として本当に一人一人の把握、行政区長さん、あるいは民生委員さんたちでの連携に支障が来すような環境ができせんかなという懸念もあります。

答弁の中では、そういった情報収集をちゃんと市としてやって、その情報は各地域の区長さん、あるいは民生委員さん等に、社会福祉協議会へ情報提供をするというふうに言われておりますけれども、やはり行政区に入区していない方の分ですね、これについては本当に行政区長さんがそこまで手だてとして、本来ならやるべきだろうというふうに思いますけれども、しかし、行政区長さんは行政区だけの分です。あと、民生委員さんについては、民生委員さんは行政区をまたがった分の民生委員さんの仕事があるんですね。その、本当に重要性をやっていかんと、入区していない人が、大きな校区でやった場合は、民生委員さんたち

の連携含めてあるかというふうに思いますけれども、やはり行政区単位での安心・安全の確認ということでいけば、なかなか厳しい状況があるのではないのかなというふうに思いますので、やはり行政としても各行政区に入区されるような助言なり、そういった環境をぜひとも何らかの方でつくっていく検討も今後やっていくべきではないのかなというふうに思います。

やっぱり高齢化率が上がってくる、それと、この中でも、今のみやま市内に住んでいらっしゃる方の生活環境というのが、戸籍上は家族がいるかもしれませんが、ただ、生活の環境で、どうしても仕事で平日はよそに行って、夜は高齢者だけの世帯というのものもあるかもしれないんですね。そういったところまでは、やはり台帳でいけば高齢者世帯という位置づけにはならないというふうに思いますので、そういったところも、きめ細やかなところをやりながら、災害というのは本当にいつ、どこで起こるかわからないというような分もあるので、今後ますます独居老人、独居世帯というのもふえてくる可能性もあるというふうに思いますので、やはりここは、行政職員は今の行政改革の中で、本当に厳しい仕事をされております。こういった中で、やっぱり今のコミュニティの重要性、そして先ほど来、市長が申された自助、共助、公助の精神に基づいて、地域は地域で守るという部分も重要ではないのかなというふうに思うんですね。

これは、日常的な生活の中で培っていかなければ、何かあったときに、誰々がどこに住んでいるという分が、やっぱりなかなか情報的に仕入れられないというふうに思うんですね。そういったところを含めて、私が言ったのは、そういった分の強化といいますか、そういったところも、やっぱり行政区長さんと民生委員さんとに連携がないと厳しいのではないですかということで、そういった中で、やはり民生委員さんたちの今の行政からお願いされている仕事の軽減につながるためにも、そういったところはやっぱり推進していくべきだろうというふうに思いますが、そこら辺の考え方といっても、答弁書しかないですので、わかりませんが、何かそこら辺の具体的な考えがあれば、お聞かせ願いたいと思いがすが。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

上津原議員さんの、非常に、みやま市の安全・安心に対する熱い思いがよく伝わってきました。

私も、人の命というのは非常に大切に、ある意味では地球より重いという言葉もございませうように、やっぱり人間を大切に作る社会でなければいけないということでございます。

したがいまして、今、いろいろなことを考えておりますが、全員協議会でも申し上げましたけれど、大規模HEMS情報基盤整備事業というのを今進めておりまして、これは経済産業省の事業でございまして、NTTと旧松下電器の子会社でありますエプコと、そして自治体は全国でみやま市だけがやるということで、間もなく決定をするのではないかと期待をいたしております。これが決定しましたならば、多くの家庭で徐々に、高齢者を見守り、そして安否を確認するシステムができ上がりますので、みやま市は全国で最も安全で安心なまちづくりができるのではないかと私も期待をいたしておりますし、それに向かって全力を上げてやっていきたいと、このように思っているところでございます。

また、自治組織に加入しない方たちの問題でございまして、加入しなくても、みやま市といたしましては、命を守るということには変わりはありません。ただ、自治会に加入している人たちと加入していない人たち、全く同じようなサービスをこれはやるべきだと思いますが、逆に、同じだったら、もう自治会に加入しないほうがいいんじゃないかというような方たちがふえたら、これは大変困るわけでございますので、そこら辺は十分、区長さんや民生委員の方々と話し合っ、できるだけ自治組織のほうに加入をしていただく、そして、負担が大きければ、やっぱりそれなりの負担の軽減を図っていただくと、そして加入していただくというような方法をとるようにしていきたいと、このように思っていますので、よろしく今後とも御理解と御支援をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

大変ありがとうございます。そういった方向性を持って進めていっていただきたいというふうに思います。

2点目の中で、独居老人への避難誘導という部分で質問したんですが、このシステムの中での情報収集ということでいけば、防災を所管する総務課と、高齢者を所管する介護支援課、障害者を所管する福祉事務所の3つの課の連携により事業を進めていますということでありませうけれども、こういった情報提供は、この3つから、情報は本人の同意があれば、行政区

長さん、民生委員さん、社会福祉協議会のほうに情報提供するということがありますけれども、これはこの所管する3つから行くんですか。それとも、1つまとめて、みやま市として、この行政区にはこういった方がいらっしゃるんですかということになるんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

平木総務課長。

○総務課長（平木啓喜君）

3つの課の連携により、災害時避難行動要支援者の台帳登録を行っております。民生委員さん、行政区長さん等にこの情報提供を、本人の同意により提供いたしますけれども、主には、総務課としましては防災を担当する現場部署でございます。それで、介護支援課の高齢者支援系のほうを通じて、この情報については渡したいというふうに考えているところでございます。

取りまとめは、それぞれ、防災担当は総務課、それから福祉事務所、障害をお持ちの弱者、それから高齢者の方の介護支援課というふうになりますけれども、実際の名簿作成については高齢者支援系のほうで作成をしているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

ちょっと確認なんですが、最終的には高齢者支援係が全部をまとめて情報を提供するというのでいいんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

平木総務課長。

○総務課長（平木啓喜君）

各民生委員様等に台帳の更新ということでお願い、依頼の文書には3課連携で、総務課、それから介護支援課、福祉事務所等の連名でお出しするわけですがけれども、台帳の具体的な作成については、介護支援課のほうで作成をして、準備をするところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

最終的には、高齢者支援系のほうで取りまとめをして、行政での事務は、いろんな所管に分かれているというふうに思いますけれども、最終的には高齢者支援のほうで取りまとめをして、それを高齢者支援のほうからやるということで理解をしたわけであります。

あと、本当に、日ごろでの民生委員さんたちの、そういった割り当て校区の中で、こういった見守り活動、あるいは状況把握活動というのも大変苦勞はされているというふうに思いますけれども、そういった部分は年間何回程度、民生委員さんをお願いされているんですか。

○議長（牛嶋利三君）

総務担当課長は、何か説明できるの。平木総務課長。

○総務課長（平木啓喜君）

名簿の更新につきましては、年1回でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

年1回ということでありまして、やはりこういった、いわゆる高齢者、あるいは障害者という方は、1カ月もたたないうちにとり方も本当にいらっしゃるのではないのかな、それと、どうしても動けなくなって施設のほうに入所せざるを得ない状況になっているのかなという方も中にはいらっしゃるというふうに思いますけれども、そういった人たちの把握は日常的に行っていないと、本当に、災害が起きたとき、非常時で情報が錯綜して、大変厳しい状況になるのではないのかなというふうに思います。

だからこそ、民生委員さんだけではなくて、先ほど来、市長からの答弁もあったように、自治会の加入をお願いしながら、そこは行政区長さんと連携して、日々のそういった生活も十分把握できる環境も必要ではないかというふうに思うわけであります。

そこについては、今後、まだまだ検討して行って、本当に、先ほど市長から申された軽減措置含め考えて、自治会にも加入をお願いしなければならないのかなというふうに思うわけであります。

それと、続いて、情報収集、情報手段の分と情報共有の分についても若干お聞きしたいんですが、答弁書でいけば、これは前回の質問でも質問した中で、そのときには、コミュニティー無線関係の話もさせていただきました。そのとき、もう既に行政としてはコミュニティー

一無線の増設を考えていますということで、昨年度、スピーカーが21基増設をしたということで答弁をいただいておりますけれども、21基増設されても、やっぱり地域によっては、まだまだ聞こえない地域があるというふうにも伺っております。

それと、あと、市民の皆様への伝達方式として、これがあるということでもありますけれども、やはり高齢者の方はどうしても耳がちょっと聞こえにくくなるような、高齢によって、そういった方もいらっしゃいますので、どうしても耳からというのが聞こえづらいというふうに思うわけであります。

あと、防災無線等も、地域によっては無償で貸与しているということでもありますけれども、これについては、高齢者のところを含めて、危険地域以外でも考えていくべき課題ではないのかなというふうに思いますけれども、そういった高齢者に対する対策は今後、コミュニティー無線の配備も必要というふうに思いますけれども、こういった戸別の防災ラジオ等の配備も検討していくべきだろうというふうに思いますけれども、そういった検討は今後はされるのかどうなのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

平木総務課長。

○総務課長（平木啓喜君）

防災ラジオの配布の件でございます。

議員おっしゃるとおり、コミュニティー無線は非常に便利、それから強力な伝達手段でございますけれども、いかんせん、屋内におったり、それから雨がひどかったりすると、どうしても聞こえづらい状況でございます。

それで、戸別に防災ラジオの配布ということでございますけれども、現在、全部で716台の防災ラジオを全区長さん、それから全小・中学校、それから民生児童委員さん、消防団幹部の方、保育園、幼稚園、それから土砂災害特別警戒区域というのが県の指定でございます、土砂災害の警戒区域の中でも非常に危険度が高いというところがございますが、そちらにも277台を各世帯に貸与しているところでございます。

26年度についても若干の予算確保をしておりますので、故障等の取りかえ等が出てくる場合もありますけれども、そういった必要と思われるところには順次、貸与を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

現在、716台ということで配備されているということでありましてけれども、一番初めの避難誘導でいけば、市のほうに要支援の申し出書で受け付けが今登録されている人員が若干、配備台数よりか多い738名の方が登録されているという報告ではありますけれども、やはりこういった方々に全員というのは大変厳しい財政状況があるのではないかなというふうに思います。

その中で、やっぱり進めていかなければならないのは、今度、電気事業を含めてあるというふうにありますけれども、その中で、もう1つ考えていかなければならないのは、せっかく全地域に光ファイバー網のケーブルを配備されているということでありまして、そういった事業と絡めて、光ファイバーを使いながらやっつけける事業の検討も今後やっていながら、自宅にいて、ほとんどの方が今デジタルテレビを見ていらっしゃるというふうに思うんですね。その中で、そういったことができる可能性があれば、本当に災害時の危険を知らせるシステムの構築というの、今後考えていかざるを得ないのかなというふうに思うわけでありまして。

市長も今、今議会の中でも提案がされていますけれども、その事業を推進していくということによっていっていらっしゃると思いますので、実りある事業になればいいのかなというふうに思うわけでありまして。

ここ近年、どこにいても、どこに住んでいても、自然災害というのが、集中豪雨の中で1日の雨で1カ月間、あるいは1年に降る雨がその場で降るといような、大変危険な状況もはらんでいるというふうに思います。そして、もう台風も7号までですか、もうできて、毎年、何か台風の数もふえて、たまたま去年は大きい台風が日本には上陸しなかった、九州にも来なかったという状況もありますけれども、自然災害に対抗するためには、地域でのコミュニティー活動、防災訓練、本当に、水上校区で行われた防災訓練は大変お疲れさまでございました。消防団、消防署、そして行政の職員の皆さん、本当に本番さながらに避難訓練をされて、ああいった訓練が日常的な防災につながっていくのではないかなというふうに思うわけでありまして。

それと、あのとき行われた土のう積み活動ですね、消防団が一生懸命やられておりました。

消防職員に、そのときちょっと聞いたんですが、やはりああいったことも訓練がないと素早い活動ができないというような報告も聞きました。雨というのは、いつ増量するかわからないという状況もありますので、訓練、避難訓練、災害訓練の重要性を感じた防災訓練ではなかったかなというふうに思います。

今後も、そういった、みやま市民全体が安心して暮らせる状況をぜひとも目指していただきたいと思いますというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

これで午前中の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分、1時30分から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行ってまいります。

続きまして、1番田中信之君、一般質問を行ってください。

○1番（田中信之君）（登壇）

皆さんこんにちは。早速、一般質問に入らせていただきます。

西原市長は、選挙の公約——ここに赤いのがありましたんですけれども——の第1の柱として、公平、公正、うそのない政治として、徹底した情報の公開、ガラス張りの市政の推進というふうを書いてあります。

しかるに、私が議会に出てきてからの市政運営を見てみますと、この第1の柱の公約とは全く逆としか思えないというふうに思っています。ガラス張りも、曇りガラスならいいけれども、すりガラスだったら、拭いても見えんというような感じが今いたしております。

私がこの議会に出てきてから最初の一般質問では、ヨコクラ病院が耐震化補助金の約440,000千円を辞退したという市長の説明でありましたんですけれども、県に行って調査しましたところ、辞退していなかったということが判明して、翌日、ヨコクラ病院さんは県に辞退届を提出されました。

それからまた、横倉さんよりの、ここに私がないときですけれども、市への文書、要望

書が3通あった、これは私が情報公開請求でとったんですけどね。その中で、真ん中のやつ、5月の分は議員さんには配付をされていませんでした。2通目には、横倉さんからの文書の中に、折しも、貴市から高田町役場跡について病院設置としての提供を検討してもよいとお話をいただきというような文章があります。

ですから、この文面からすると、病院移転が病院側からの要望ではなくて、市のほうから持ちかけたのではないかと思われますので、議員にこの2通目の文書を配付していなかったのではないかというふうに私は思っております。

さらに、住民説明会で、事の始まりは平成21年10月20日、ヨコクラ病院よりの要望書というふうにはずっと説明されました、3町でね。しかし、これも県で調査したんですけども、ヨコクラ病院は、その3カ月前、平成21年7月15日に、耐震化整備事業概要調書によって、高田支所の西側駐車場を移転先とする図面を添付して県に提出しています。そして、市長は、私は一般質問でもしたんですけども、この移転先のことも図面のことも知らないというふうな答弁をいただいております。

しかし、よく考えてみると、他人の土地に勝手に移転先として図面も提出して、補助金の440,000千円の内定も得ているわけですよ。その後、市長は横倉さんに対してのクレーム、文句を文書で出したとも聞かないし、このことに対して怒りの表明もされていないと思います。それにもかかわらず、逆に2億円の市税を補助金として差し上げました。本当に市長は、事の始まりの3カ月以上も前に、高田支所西側駐車場を移転先とする図面を添付したヨコクラ病院の事業概要証書のことを知らなかったのでしょうか。私は、ちょっと疑問が残っております。

それからまた、高田支所の解体費、これは市が鑑定して、皆さんに公表しています、3町でね。これは177,490千円というふうにも書いてもあります。これも、余りにも高いというふうなうわさもあったので、私は情報公開請求で、その見積もりの根拠となる書類をとりまして、そして業者に見積もりを依頼しました。62,000千円が出てきて、もう1人は55,000千円出てきましたので、この55,000千円は余りにも安いなということで、今度は福岡に出向いて、福岡の不動産鑑定士事務所に、この書類を持っていきまして、この55,000千円は妥当かどうかというのを確認しました。そしたら、福岡の不動産鑑定士は妥当であるというふうなことの確認もありました。そういうことがありましたね。

それから、統合小学校の件もですね。検討委員会が出した質問、これも長年にわたって、

ここにおられる近藤議員さんなんか議員になって、いろいろ検討して出た結論、それから壇さんもおられたか——これをほごにして、いろいろ関係住民、私も含めて、非常に混乱に陥れたと。しかも、先日の金曜日、議会の初日も、みやま市は、人のお金だから、税金をどどん湯水のごとく使うと、おおよそ節約という概念がないというふうな発言もいたしました。

といいますのは、統合小学校に関して、プレハブ校舎をつくるんですね。プレハブ校舎の中に、要するに職員室と校長室もつくと。福岡の大名小学校で同じように統合になっているけれども、共有しているわけですね、2つの小学校が、だから、校長が2人いて、1つの校長室、職員室も共用と、福岡はそういうふうにやっているけど、みやま市は別々の職員室、校長室をつくるというようなことで、節約という概念がないんじゃないかというふうな発言をいたしました。

それから、プレハブももったいないじゃないかということで、東部小学校の教室を活用したらどうかとか、南部小や竹海小の教室を半分にしたりしてからできないかということをしていましたね。そして、一応、飯江の人と一緒に署名運動を始めたところ、急に入札が行われて、80,000千円のプレハブの予定ですね。40人で80,000千円だから、1人2,000千円。飯江の人も、孫が3人行きよるから、うちは6,000千円がたもするばんとかいうことで、一生懸命反対されておりましたけれども、この80,000千円の予定金額が、これも全部、予定の情報公開がとれましたけれども、実際は43,000千円になった。そういうことがございました。

それから、あとは、みやまのエネルギー開発への市有地の随意契約と20,000千円の出資、これについても、みやまエネルギー開発機構の瀬口ケンイチ（76ページで訂正）社長に私が出した手紙を市民の皆さんにもずっと配布しています。

これを読んだ友人が、たまたま山門高校の同窓会で何人かに会いましたけれども、ほんなこつかい、信ちゃんとかね、ほんなこつかね、信さんとかね、ほんなこつかいという言い方じゃなくて、ほんなこつかいとびっくりしたような感じで私に言いましたね。それけんがら、俺が名前ば書いとろうがて、その場で、私はそういう返事をしました。

それから、このところ、みやま市役所に警察が入りましたね。契約検査課と総務課より書類を借りて行って、高野副市長や関係職員が大牟田署で事情聴取を受けたことが話題となっております。

そういうことで、かなり、うわさがあちこち飛んでおりまして、私がつい最近もらったん

ですけれども、みやま市を明るくする会というのができて、これは代表世話人とか、イタハシさんとか、あとモリタさんとかクマガワさんとか書いてあるけれども、こういった署名活動を展開されていると。政治倫理審査会の開催を求める署名ということで、ここにあります。これは30人以上集まれば、自動的に審査会を開催しなきゃいかんと……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと田中議員。

○1番（田中信之君）

なっています。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、通告外の質問はせんっててくださいよ。

○1番（田中信之君）

いやいや、通告外じゃ……。

○議長（牛嶋利三君）

通告外でしょうが。

○1番（田中信之君）

いやいや、通告外じゃないよ、これ。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと、暫時休憩します。議会運営委員会、ちょっと開いて、このことについて、ちょっと協議をしてください。もう何回言っても、こういう質問の仕方するから、議会がスムーズに運営できん。

ちょっと、暫時休憩。

午後 1 時39分 休憩

午後 2 時13分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

引き続き田中議員、発言訂正。

○1番（田中信之君）（登壇）

では、休憩に引き続きまして発言をいたします。

先ほどの発言で、株式会社みやまエネルギー開発機構への市有地の随意契約20,000千円の

市からの出資については、これは瀬口ケンイチ社長と言ったのは間違いで、瀬口勝一社長の間違いでございましたので、よろしく、これは訂正いたします。

先ほどの前語りで、概要の中に、うそのない政治ということで発言をいたしましたけれども、今度は具体的タイトルについて行きます。

タイトルの1番、50,000千円の損害賠償請求裁判、これは市長が私に対して損害賠償請求を行うと、裁判するというふうに全員協議会で私に対して皆さんの前で約束されましたんですけれども、まだ裁判所から連絡がないので、これはいつしますかということをお答えください。

その内容については、一応、プレハブを飯江小学校の校舎を南部校につくるということで80,000千円の予算が上がっていましたので、私はこれ、飯江の前の公民館長と一緒に反対運動をして、署名とかやっておりました。その中で、要するに、今の消防署の2階建てのプレハブは、市長が社長のファスモから来ていますからね。だから、今度のプレハブも市長が社長のファスモが関与するのではないかといううわさがあるというふうに書いておる、これが問題だと。

あとは、ファスモというのは、市長がずっと7,250千円ですか、貸していたわけですよ、ずっと就任以来。ところが、去年、1,500千円に減っておる。ですから、私は、ファスモはいろいろ、瀬口組とかに貸して、利益が出ているので、これは、何というかな、株式会社ファスモが市長個人に返したのではないかというふうに書いていました、皆さんに配るのにね。飯江地区がメインですけれども。

この2つの文書が名誉棄損になるということで、弁護士からも2回ほど来ました。これは中尾さんという人ですけれども、多分、この人は市の顧問弁護士だというふうに思います。ところが、待てど暮らせど来ないと、どうなっているのかと。

市長は、最初、こういうことがあったとき、全員協議会で非常に不満を申されましたので、K議員さんが、そしたら、もう裁判したらいいじゃないですかということがあったわけです。その後、花見の席でK議員さんに、田中議員に俺は30,000千円の損害賠償を請求したとかいうことで言ったら、私が顔が青くなると、こういう話をされたそうです。それがまた近藤議員さんが全員協議会で、——いやいや、それは事実を話しよっだけ。だから、どこの裁判所ですかと聞かれたんですよ。私も、それは腹かいてですね、そんなこと聞いとらんもんだから。だから、1億円にちなさいと、30,000千円じゃなくてと言ったですよ。そしたら、今

度は50,000千円になってね。50,000千円で損害賠償請求するということがみんなの前で約束されたわけですよ。ところが、いまだ来ないから、いつしますかということが第1番。

それから、市が発注する公共工事の随意契約について、西原市長就任以来の公共工事の設計価格から予定価格への歩引き率、予定価格より最低制限価格のパーセント、予定価格よりの落札率と落札総額を年度ごとに示してください。

それから、最低制限価格がない入札はどのくらいありますかと、最低制限価格がないのね。今度、プレハブがそうですよ。80,000千円が43,000千円になったでしょう。ほかのは全部90%以上、96%とかね、一般のあれは。だから、そこを教えてください。

それから、入札が不調になった件名を教えてください。

それから、その後の入札、落札額、またしますからね、2回、3回とすると、不調になったらね。それも年度ごとに示して、総額も示してください。

それから、ことしより設計価格というのがあるんですよ、設計会社が持ってくるの。普通、首長というのは、それから5%とか3%とか引くんですよ、それが予定価格、それ歩引きと言いますがね。それをこの4月1日から、みやま市はなくなったというふうに聞いて、びっくりしたんですね。ですから、ないとかいと、それなら、ほかの市町村も今そういうふうにしとるかということ調べてくださいというふうに言っております。なぜ、歩引きなしにしたのかね。

それから、このことは議会に報告していなかったですよ。これは大事なことから、僕は報告すべきだと思うんですよ、入札に関する大きな問題だから。これはありませんでした。

それから、いろいろ調べると、山川中学校は改築設計したT設計とあるんですよ。これは非常に安いということで評判なところがあったんですけども、私も、ですから、ここにも一遍行ったかな。そしたら、ここが非常に少ないと、その後。何で、この安いところを入れんのかなという疑問があるから、この件についても、T設計について、指名に入れているのか、入れないのか、何件ぐらい入れたのか、その後とったのはあるのかを聞いています。

それから、3番目として、西原市長が社長の株式会社ファスモというのがありますね。これは、今の新消防署の中の2階建てプレハブもファスモからレンタルをされております。これはもう議会でも確認しましたね。しかし、そのほかに、定款を見た、法務局に行って調べたら、資材もしているわけですよ。ですから、八女地区では資材とかレンタルもされておる

というふうに、うわさで聞きますけれども、これはほかの地区はいいですよ、ほかの市町村は。しかし、みやま市の指名業者に、ほかにプレハブのレンタルやら、建設資材の購入の発注などを受けているかどうかをお尋ねします。

これは法律的には問題がないというふうな答弁をいただいておりますけれども、自分が発注した指名業者が、今度はまた市長に頼むということになると、勘繰りですけどね、どうしても相手にもうけさせんなら来んやろうと、だから、できるだけ高くというのが人情になりますよね。そこら辺もどうなのかということで、議員としてこれはお聞きします。

それから、タイトルの4番、公務員の公務についてはプライバシー保護規定の適用外というような判決が、これは私が20年ぐらい前に市民オンブズマン福岡で、県のカラ出張とかカラ会議とか、いろんなやつで、要するに、県の不正支出について裁判したときに、全部真っ黒やったけど、その裁判の後、結局、公務員というのは公務に関してはプライバシーはありませんよと。ですから、例えば、誰々の個人名で、どこに行ったか、請求すると全部出てくるわけですよ。この前は、みやま市のここで、500時間以上残業時間を超えている人があると聞きましたので、400時間を超えておる人の課名と職員名を出せと言ったら、出てきましたよ。皆さんも、あ、誰がおかしいな、職員がおかしいことしているんじゃないかと思ったら、そういう情報公開請求すればいいんですよ、個人名出して。そしたら、出さなきゃいかん。そういうことが20年ぐらい前の僕らの裁判の成果だというふうに思います。そういうことがありました。

しかし、今度、みやま市の消防行政調査会というのがあって、これは私が情報公開請求したんじゃないけど、D議員からもらったんだけど、一連のあれがあるですたいな、議事録が。ところが、〇〇と書いておるわけよ。普通、公文書だから名前を書くでしょう。わざわざ〇〇とせんでもいいわけですよ。黒く塗るべきなんですよね。ですから、これは公文書偽造じゃないか、改ざんじゃないかというようなこともD議員さんから聞きましたね。

大体、全部これはあれですばい、副市長と教育長でしょう、あとは消防署の職員ですばい。そんなが会議しとるのを、〇〇としとるわけ。誰が何と言うたか、わからん。委員長だけ出とったかな。こういうことじゃいかんと思いますよ。〇〇やら、名前出さん。

それから、学校問題でいろいろ説明会があって、最初は、誰々さんと、普通の一般市民の名前を書いとったんですよ、議事録に。当然、一般の市民が発言するときは、手を挙げさせて、どこの出身の誰々とか言わせるわけですよ。ですから、はい、私は三峰地区の誰です、

上町地区の田中ですとか言うた後に発言するんですよね。最初は、それを全部出しておった。途中から出さん。出さんめ、出さんめです。これもおかしいということを言っています。

それから、この前も、反社会的勢力の定義、それから、みやまエネルギー開発機構の株主に反社会的勢力がないと、こういうふうに伝えた警察官の名前を言ってくださいと。だから、それは言うべきでしょう、公務ですからね。当然、言うべきだと思いますよ。そしたら、僕がその警察官に確かめに行きますわ。本当に、あんた言うたかんとね。反社会的勢力いないというんだから。いないならいないで、誰が言うたと言えればいいでしょう。名前は出さんと言うたからね。

以上、そういうことをお聞きします。

以上です。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

5番目。

○1番（田中信之君）

⑤か。これはもう、済みませんな。

⑤4校区の区長会と4校区のPTA会長会というのがあったんですよ、僕らが署名運動しよったときね。これは、S議員さんから、何かそういう聞きなばいとね、4校区ですよ、合併するところね、統合の。区長会があって、PTA会長会があると、それが同日。最初、PTA会長会が7時からかな、30分ぐらいあって、あと合同でPTA会長会があるということを知りましたので、4校区の区長とPTA会長、全部回りましたよ、その前の晩に。そして、いろいろ状況も説明してね。

そして、結局、飯江の人は、ここに出席するということで、どういうことを話されるかわからん、心配だから出席しますということで、行ったそうですたい。そしたら、来ちゃでけんと言うたて。そして、僕に電話あったわけよ。何ちのち、それはおかしかのち。

PTA会長、区長会長、住民の代表でしょう。それも関係地区のぞ。もと、この人はあれよ、公民館の支館長よ。せんかつが、でけんちゅうて。それけん、また僕に電話があったからね、僕はまた役場に電話してよ、何ででけんかいて、あんたたちが言う権利はなかりうがて。4校区の区長会長、あるいはPTA会長が話して、これはちょっと何か、個人情報とかあるから、出席は遠慮してくださいというならばわかるよ。それを職員が、あなたはだめですよと言うたら、そんなことはでけんめえがと言うたらね、はい、わかりましたと、そした

らいいですと言うたわけよ。

そいけん、僕もその人に伝えたら、その人がまた行ったわけ、7時ごろね。そしたら、今度は駐車場で前の部長から、出ないようにと言うたけんね。そいけんが、すごすごと帰ってきとらすわけよ。僕は、それを知らんやったから、明くる日、どげんやったかんと言うたら、いや、ちょっと、前の部長が俺をとめたけんがらね、出られんやったたんもて。こういうことは大体おかしかですよな。

開かれた行政と、ちゃんと市長もこれに書いておる。懇談会や審議会などの会議は原則、全面公開と書いておる。その職員が悪いと思うけどね、伝わっとらん、市長の意思が。それで、何でも隠そう隠そうとするような魂胆が非常に好ましくないですよ、職員さんは、特に言うとか。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

田中議員の質問にお答えいたしますが、入札の予定価格というのは指名委員会と契約検査課で決めますので、私は全く関与いたしておりません。だから、意識的に高く予定価格を設定するというようなことは全くございません。私は、入札には除外されていますので。

それともう1つ、ファスモが、私が5,750千円貸しておったのが1,500千円になったのは、もうかったからではないかということですけど、帳面調べてください。私が譲与しました。会社が厳しいから。調べてください、私の会社を。だから、あなた、そういううそを澄ましてみんなに言うからね、困るわけですよ。後で答弁します。

田中議員の、公平、公正、うそのない政治、徹底した情報の公開、ガラス張りの市政の推進についてという御質問にお答えいたします。

まず1点目の、50,000千円の損害賠償裁判について、いつ提訴するのか答弁せよについてでございますが、現在、弁護士と協議中のため、お答えできません。みやま市政に関する質問ではないと思いますので、これ以上お答えするつもりは全くございません。

次に、2点目の、市が発注する公共工事と随意契約についてでございますが、まず、就任以来の公共工事の設計価格から予定価格への歩引き率、予定価格より最低制限価格への割合、今年度より設計価格がそのまま予定価格となると聞いたが、なぜ歩引きなしにしたのか、ま

た、このことをなぜ議会に報告しなかったのか、歩引きしていない市町村を述べよについてでございます。

請負工事設計価格は、積算に当たって、公共工事の発注における公平性、透明性及び工品質を確保するため、土木や公共建築工事の積算には、国や県が策定しております工事費積算要領や積算基準等の歩掛、また単価等は、公共工事設計労務単価、資材単価等を用いて、標準的な施工条件や作業内容を想定した設計価格が算定をされます。

みやま市の公共工事の設計価格から予定価格への歩引き率でございますが、合併以前から各町、率は違いますが、数%の歩引き率があった模様でございます。合併いたしましても、引き続き、運用の形で数%程度の歩引きで予定価格を設定いたしましたところでございます。

しかし、本年度より、これを廃止いたしております。これは、総務省及び国土交通省より、平成23年8月及び平成25年3月に、公共工事の入札及び契約の適正化の推進等により歩引きを慎む要請が再三なされておるところでございます。さらには、平成26年1月31日付の県知事名によって、総務省、国交省からの予定価格の適正な設定についての通知がっております。このため、昨年より公共工事の増加等に伴い、技術者や作業者の人員不足解消、資材等の単価高騰もあり、本年度より廃止したところでございます。

なお、県及び近隣では歩引きを行っている自治体は、ない模様でございます。

議会への報告の件につきましては、議会への報告事項ではないと考えましたので、執行部側で決めさせていただきました。御理解をお願いいたします。

また、予定価格より最低制限価格への割合ですが、最低制限価格の設定は、財務規則第99条により、予定価格の100分の70から100分の90までの範囲と定められておりますので、国交省の低入札価格調査基準価格を参考に設定をいたしております。

次に、市長就任以来の公共工事に関する落札率や落札額など具体的数字につきましては、随意契約など市役所全課にまたがる調査もございまして、後日、担当部署の契約検査課へお尋ねをください。

次に、3点目の、ファスモは新消防署建設現場の2階建てプレハブをレンタルしているが、ほかにみやま市の指名業者からプレハブのレンタルや建設資材の購入などで発注を受けているのかについてでございますが、消防署のプレハブレンタルは、あれは作業現場のプレハブでございまして、決して消防署にかかわるプレハブではございません。瀬口組の作業所のプレハブでございます。

また、市発注の工事については、一切営業は行っておりませんし、これからも行うつもりはございません。

また、新消防署全体についても、平成25年9月議会の一般質問でお答えしたとおりでございます。

次に、4点目の、公務員の公務についてはプライバシー保護規定の適用外の判決を無視する市政運営についてでございますが、まず、みやま市消防行政調査委員会の開催についての報告の中で、7名の市職員と副市長、教育長が出席しての会議録において、質疑応答の職員の名前を消して〇〇委員としているのはなぜか、公文書改ざん、偽造ではないかという質問ですが、この文書を主管いたしております消防本部に確認いたしましたところ、報告文書の提出を求められた趣旨につきましては、委員会の中で、誰がどういった発言をしたのかという内容ではなく、どういった議論がなされ、意見が出されたか、その内容がわかる情報提供の資料として準備し、提供したものでございます。これは、みやま市情報公開条例に基づく開示文書ではなく、あくまで消防本部において情報提供することが望ましいと判断して、当時、提供できる範囲で準備した文書でございます。

よって、市といたしましては、議員が指摘されるような文書の改ざん、公文書の偽造であるという認識は全くございません。また、実際に、みやま市情報公開条例に基づき、情報開示請求がございましたら、条例等に照らし合わせ、適切に判断されるものですので、御理解を賜りたいと存じます。

続いて、反社会的勢力の定義と、みやまエネルギー開発機構の株主に反社会的勢力がないと伝えた警察署名、警察官名を述べよという御質問ですが、この件につきましては、さきの3月議会において答弁したとおりでございます。

次に、5点目の、4校区区長会長会と4校区PTA会長会に市民が出席して傍聴しようとしたのを、飯江小の駐車場で、出席しないようにと要求した理由を述べよにつきましては、私がお答えする立場ではございませんので、回答はいたしません。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

では、質問は、最後のほうからで、お答えはできないということだった、出席を阻止した人ね。これは、前の部長ですけれども、このことは事前に通告しておってね。だから、前の

部長をここに呼んでくださいということだけど、それはできないということだったので、市長と、あるいは教育長がお答えするというので事前に話は聞いておりますけど、どうですか。教育長、聞かれましたか、その件については。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣道君）

田中議員の御指摘の事柄につきましては、日時等が不明でございますので、質問そのものに関してはお答えしかねます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

だから、それは日付はちゃんとわかりますがな。しかし、それは事前に聞いてらんということでしょう。だから、改めてしますから、次の議会でもね。今回は、これで終わります、その件は。

それから、警察の名前ですな。警察官の名前、言うていいと思いますよ。警察官は公務員ですから。警察が言うた、誰が言うたということを言わんなら、僕は聞きます。それ、できませんか。そんなら、本当に言うたかどうか、わからんじゃないですか、みんな市民も。副市長はどうですか、副市長。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

お答えいたします。

私が確認したところ、警察署名、警察名についてお答えしないというのが、みやまエネルギー開発機構の見解でございます。私が、公表するしないはできません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

私は、あれでしょう、みやまエネルギー開発機構に聞いているわけじゃないですよ。市が出しとつでしょうが、出資も20,000千円しとるでしょう、随意契約しとるでしょう。大きな関与しとるわけですよ。それで、副市長は、その取締役でしょうが。だから、どんな人が株主になっているとか、みんな知りたいけど、結局、30,000千円の要望やったけど、20,000千円にしたでしょう。だから、30,000千円やったら25%以上だから、いろいろ地方自治法の縛りがあって、公開せないかんけど、これは20,000千円だと法的にはその縛りがなくなるので、これは知能が高いと僕は言いましたよね。知能犯と言わんで。

ですから、結局、そういった、あなたは副市長だからね、責任があるわけよ、20,000千円出しておる。それで、本当に反社会的勢力いなならね、いないと言えればいいじゃないですか。だから、それを警察官、誰が言ったということを言うべきですよ。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

前日も言ったと思いますが、私が確認しているところ、反社会的勢力はいません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

水かけ論だからね。それは、副市長が、いけませんと言ってもさ。ああ、そうですかちね、普通は言わんですよ。だから、警察が知っているんだから、そういうのね。

定義も、おたくはいろいろインターネットで持ってきたけど、警察に聞いたですばい。警察は定義しているかと、ありますと言ったよ、警察の人が。警察が定義をちゃんとしておる。それも、おたくは答えんやったでしょうが。インターネットか何か持ってきて、僕にやっただけでしょうが。

だから、警察がどう言うかを聞いておるんだから。だから、きょうできんやったら、また調べておってください。警察に聞いてくださいよ。反社会的勢力の定義を警察は持っているというふうに私は聞いていますよ。だから、それをちゃんと出してください。

それから、いないと言った、名簿を見て、警察は、いるかどうか調べておるはずですよ。誰が調べて、そういうふうに答えを出したのかね。それは言うてよかははずですよ。でけんや

ったら、また、どこの警察署か、僕、署長に言いに行くですたい。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私が役員に就任したのは、株主が決定した後でございまして、私はその段階で誰が警察に確認をしたか云々というのは、私は存じ上げていないということでございます。どこの警察署のどの警察官に聞いたのかというのは、私は聞いておりません。伺っていないということです。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そしたら、副市長は、自分ではせん、エネルギー機構の社長かなんかに聞いたということですな。自分では確認しとらんということですね。エネルギーの人に聞いただけでしょう。警察に聞いとらんでしょう。前は聞いたと言いよったけどね。答弁が変わったね。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

前日も申し上げましたように、私は確認はしておりませんということですよ。株主が決まった後に、私は役員として入ったわけございまして。前回ですか、社長さんかなんかが警察署に確認をしたということを聞きましたので、そしたら、そういう人はいらっしやらないということございましてということを申し上げているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

これは田中議員、今回が初めての質問じゃないけど、これはもう再三、この答弁に関しては、執行部から同じような答弁が来ておると思いますよ。答弁書は、もう各自に配付されますから、読み返してみてください。

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

多分、柳川署やからね、柳川署に聞きに行きます、私が。

それから、次は、あれですな、公務員のプライバシーについてですけど、だから、これも

別に消さんでもいいわけだと思います。向こうの勝手でき、お金もらっておるわけよ。議員は、一応5,750千円か、年間ね、その人たちは全部出るわけでしょう。職員さんの、この消防署のみんなみんな、たくさん給料、議員も多いですばい。仕事でしているわけだから。

だから、そういう人たちが職務で会議しよつとに、何で〇〇かやん、消すかやん。そげんせんとな、やっぱり責任がないですよ。誰がどういう発言したかというのはな。

それで、誤っておったら、おまえ、おかしかやないかと僕らも言えるわけやろう、発言内容見て。だから、そういうことを隠すというのがけしからんですよ。言うても一緒だけどね。今後、直してくださいよ。

それから、学校の説明会でも、最初、ちゃんと名前出しよつたわけよ。例えば、南部校区地区の柿原さんとかね。僕がそれをそのままコピーしてね。そしたら、途中から全部消しとるわけよ。言うときは、あんた、手を挙げて、どこ出身の誰て言うてください、それから発言してくださいと要望するばい。それで、言うて、議事録は消しておる。こがな勝手なことは、途中からばい、それも。私がそれをばらまき出してからやろうと思うけどね。おかしいよ、大体やり方が。

情報公開でしょうが、ガラス張りの政治でしょうが、公平、公正の政治、うそのない政治やろうが、市長の第1番の項目は。まるっきり反対やん、これ。そうやない。ですから、これは本当に直してくださいよ。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

今、田中議員のほうから、消防行政調査会の文書の件で御質問がっておりますけれども、ちょっと誤解のないようにしたいんですけれども、これ、答弁書で書いておりますように、〇〇委員というのは、そういった分は必要ないから、中身の論議を見たいから出してくださいということで、お互い合意の上で出した文書を、何で田中議員が持たれているかわかりませんが、あえて隠したわけじゃなくて、そういった内容で結構ですという了解のもとに出したわけですから、いかにも、こちらが隠しているような言い方は、ちょっといかがかなと思います。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員は、ほかの議員さんから見せてもろうたっでしょう。

○1番（田中信之君）

そうそう、もらったのよ。そして、そういうふうに言われたわけよ。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私も同じ意見でございまして、この会議資料については、ただいま総務部長が言ったとおりでございまして、実は情報公開条例の中でうたってあるんですが、委員個人がああ言った、こう言っただとか、賛成した、反対したとか、率直な意見を言える環境にしたいということで、私が委員長でございましたので、一応、そういう自由闊達な意見を出してくださいということで会議をしたわけでございます。

この件については、田中議員さんから情報開示請求も何もあっていないんですよ。ですね。誰かからもらった、それについて言っておられるんですよ。

私が言いたいのは、渡した議員さんにもですね。それと再任用者の配置等々も、実は考えておりました、説明がありましたので、そういうのは、やっぱり人事に関する事なので、誰々がこう言った、ああ言ったということも勘案して、これは、済みません、誰々がどう言った、こう言ったというのは控えさせていただきますけれども、それでもよろしいでしょうかという確認を得て、いや、それで結構でございますということだから出ただけの話でございまして、田中議員から、この件について情報開示請求は一切あっておりませんので、申し添えます。

○議長（牛嶋利三君）

1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

私は、していませんよ。ただ、ある議員さんから、これをもらってね、これは〇〇としておるが、これは情報、極端なこと言えば改ざんじゃないか、偽造じゃないかという話を伺いましたよ。僕の今までの経験からも、とにかく名前ば出さんからさ、職員は出さないかんとよ。議員の、全部出るでしょうが、市長も副市長も。それをね、それはへ理屈や。自由闊達だ。だから、それは一々、情報公開して、〇〇と、大体普通は黒く塗らないかんわけね。議事録というのは名前ついているから。普通は全部黒塗り出す、県も全部。わざわざ〇〇と書かんわけよ。

だから、それがまずおかしいんじゃないかという指摘がありました。普通は黒く塗るわけよ。それで、黒く塗るのも、だから、裁判とかずっとしていたら、出てきますばい。ですから、僕は一々、裁判せにやいかんごとなった。県はそう出すけど、みやま市は出さんなら、また裁判になつたい、これ。

一個一個、みんな積み重ねてきておるのを勝手にさ、いや、これはもう〇〇でいこうとかさ。そこら辺は本当にけしからんと思います。それは今後またやっていきますからな。

それから、市長は、今度はあれ、契約について、全ノータッチと言っていましたけど、普通は首長が入札の当日、設計価格来るでしょうが。それから、大体3%とか5%、歩引きするでしょう。それが予定価格になるわけですよ。全然していませんか、そしたら、そういうことを。どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今まではやったけど、国と県から、もう歩引きはしないでほしいというような要請がありましたから、これからはやらないということを言っています。

もう今はね、非常にあなたが考えるように、今、業界は厳しいんですよ。だから、なかなかね、不落が割と多いです。それで、国土交通省も県も、なるだけ、そういった不落がないように、もう歩引きをやめなさいということだったものですから（「歩引きをやめなさい」と呼ぶ者あり）やめなさいということですよ。歩引きはやめなさいということです。だから、歩引きはもう私は一切しないということです。今までは、5%ないし、やっていました。当然、今までずっとね、瀬高町でやってあった、あるいは高田町でやっておったぐらいの歩引きをやっておったんですけど、そういった強い要請がありましたので、もう、どこの市町村もやっていないので、うちもやめました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

それは、私も柳川土木組合の議員でもありますから、聞いていました。あそこはやっていませんと。

それから、最低についても88%ぐらい、前は85%やったのが88%になっておると。みやま市も、やっぱり89%とか、そういうふうになっていますわな、調べたら。

それは、社会的情勢で、小泉改革から民主党政権になって、非常に建築業者さんが倒産したというようなこともあって、それから今度は大震災に遭って、いろいろ工事、オリンピックもあって、非常に逼迫しておる。従業員の方も少なくなっているというような状況で、それはわかるのはわかりますよ。

ただ、私が思うのは、要するに基準価格ですよ、工事費積算要領とか、この数があるでしょう。これは全国一緒ですもんね。というふうに聞きました。東京中心ですよ。当然、単価、人件費、東京とこっち、大分違いますわな。で、田舎のほうはえらいもうかるなというような感覚を持っていますよね。

だから、首長の責任として、それはわかりますから、できるだけ安く、競争入札でせないかんというのがね、税金だから、使命じゃないかと思えますよ。

ですから、山川のときも私、町長とかしていますけど、私も引いていましたよ。頭から、設計価格が朝来るからね。5%ぐらい引いていましたですたい。当時は、それが予定価格でしょう。ところが、最低価格は公表しとらんやった、途中はね。僕の当時は。だから、最低価格を下回ったら失格ですよ。山川の場合は失格になる業者さんが大分ありましたよ。ですから、私は一遍、広報で、入札一覧を全部出しまして、名前も出して、失格は誰々、誰がとった、全部、一遍公表したことありましたよ。

ですから、当時はですな、だから、5%ぐらい引いて、65%とか60%です、最低価格は。それを下回っていたからね。それでも下回って入札があるということは、それだけもうかりよるということにしか思えませんけどね。

しかし、現状は、だから、そういうことで、歩引きなしと。それで、最低も非常に上がっておるけどね。しかしながら、入札価格が96%とか98%とか、非常に高まっていますもんね。だから、警察が見て、やっぱり余り高いというのは談合があつとんじゃないかというのは思うのは当然だと思いますよね。最低やったら、最低にぼんどこないかん。普通は、88%とか89%、あるいは90%が最低でしょう。そしたら、そこに数社が来て、あと抽せんとかが各地域は多いわけですよ。ところが、みやま市の場合は、そういった事例が非常に少ないように見える。

ですから、そういうこともあって、市長のお話じゃないけど、警察が疑いを持ったんじゃ

ないかというふうには私は個人的には思っていますから、できるだけ今後のやり方については、それは歩引きなしはなしでいいですよ。しかし、自由な競争入札を、最低も出してもらってもいいと思いますけどね。ですから、結局は、それは談合は、それは警察の問題だからね、首長じゃないですよ。警察が調べるところは責任あります。しかし、市長の態度としては、競争入札ですよ。できるだけ税金は安く、使わないようにするというのが首長の責任ですよ。みんな税金から使うんだから。非常に責任がありますよ、みんな。安くて、いいものをする。だから、競争入札でしょう。

だから、そういうことを頭に置かれまして、今後取り組んでいただきたいというふうにお願いをいたします。

よろしいですか、そこはどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

それで、今後は、入札の指名された方たちに一札入れてもらっているんですよ。一切不正行為は行いませんという一札をちゃんと、指名された方全部とるようにしました。それ以上、私たちが、いや、あんたたちが談合の疑いがあるとかなんとかは、もう言えない。はっきり、不正行為は行いませんと、行った場合は除名されても結構ですということをちゃんと一札とっておりますので、そういう指導をやっていますし、警察にも、そういうことをちゃんと私は申し上げました。非常にいいことですねとおっしゃいました。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

それは昔からやっていますよ。だから、福岡県の入札に関しても、だから、談合で、オンブズマンも何億円か取りましたけれどね。結局は、談合がわかったら、次から指名停止も含め、もうそれは当然のことだけどね、ペナルティーですよ。契約金額の10%か20%払えと。こういうことを書いていないですか。福岡とか県庁とか、そういうふうに行っている事例があると思いますけど、どうですか、みやま市は。ペナルティーないですか、その書いているのに。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎契約検査課長。

○契約検査課長（梅崎克美君）

お答えいたします。

これにつきましては、いろいろと調査をしまして、議員おっしゃるように、そういうふうな処分がある場合も当然あるかと思えます。また、公正取引委員会の調査もございまして、そういう面からも、またいろいろ処分とかもあろうかと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

それは公正取引委員会が入ったら、そうしますよ、公正取引委員会の判断で。それ前にね、市長なら市長なりが自分たちで書かないかんわけですよ。で、判こをつかせないかんわけたい。談合しませんと。談合したことが判明した暁には、契約金額のとった人ですよ、あるいはその1割払い戻しますとか、そういったあれがなければ、何ということないですよ。罰則がなければ。

だから、罰則があるように、どげんですか、今後は。していきますか。ほか、やっておるところ、たくさんありますよ、罰則。公正取引委員会はまた別でしょうが。公正取引委員会は公正取引委員会の委員会が決めることだから。どうですか、市としては。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これは私が独断で決めるわけにいきませんので、指名委員会で検討をさせていただきたいと思えます。いいですか。指名委員会で検討をさせていただきます。そういった談合した場合はですね。1 番には、まず取り消し、指名停止、これです。罰則金というのは、私は考えておりませんでしたので、あなたから今言われたので、指名委員会で、皆さんで検討していただいて、それがいいかどうか、やりたいと思っています。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そうしましたら、指名委員会で十分検討されて、それから、ほかの事例もよく調査されて、

できるだけ、そういった、談合はいかんのやから、ですから、それはわかりますよ、市長は関係ないということは。勝手にするんだから。だから、警察が怠慢で、いろいろ談合が起こりよると思いますけどね。ですから、しかし、それがわかったときにはペナルティーを科すと、こういうことでないと、なかなか直らんとと思いますよ。だから、実際、そういうふうに行っているところもあると思いますからね。ですから、オンブズマンも大分取りましたよ、ごみ焼却の問題とかで。警察からも取りましたけど。

ですから、そういうことで、ちゃんとやっていただきたいということを要望しますね。そして、議会にもちゃんと報告してくださいよ、この件はね、決まったら。いいですか。議会の報告。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

報告いたします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

それから、裁判の件ですけど、これはやっぱり、ファスモの件もいろいろありますけれども、やはり議会の全員協議会で市長が約束されたわけですよ、50,000千円の損害賠償を裁判所に提訴すると。ですから、検討中じゃなくて、もう大分長いですばい、これは。ですから、やっぱり私もそれなりに準備しているわけですから、これはするならする、しないならしない、どういう理由でしないのか、皆さんの議員19人に約束されたことですよ、50,000千円の損害賠償提訴するて。ですから、いや、それはもうせんごとなつたばんじゃ済まんですばい。せんやったら、ちゃんと文書で、わび状もらわないかんですばい。それはそうでしょう。私を訴えると言うたんですよ、50,000千円。そうでしょうが。30,000千円を、それはうそでしょうが、市長言うたらんでしょうが、30,000千円を訴えると言ったら、俺が青うなつたて。俺、聞いとらんですばい。そげんK議員が言うたけんね。K議員がどこの裁判所かんと聞いたわけでしょうが、議会で。そがなことは、あんた、しかも、みんなの前で言うてるわけでしょう、花見の席で。ですから、これはちょっとね。私も直接聞いとる、みんな19人聞いておるわけだから。50,000千円をせにゃいかんですばい。せんときは、ちゃんと文書

で、わび状を書いてもらわないかん。そげんせんなら、私は困ります。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、約束はしていませんよ。

○1番（田中信之君）

19人の前で、すると言うたやんね。

○議長（牛嶋利三君）

いやいや。その話はされたけれども、例えば、田中議員から、約束しますねというような念を押されて、ああ、約束しますよと、そういった回答はあっていないでしょう。

○1番（田中信之君）

言うたやんね。約束しますと言うたやんね、わざわざ。

○議長（牛嶋利三君）

いや、それはあっていないと思いますよ。

○1番（田中信之君）

言うとする、言うとする。ちゃんと言うとする。それは全員協議会だからさ、あれがないけどね。

○議長（牛嶋利三君）

議事録とっていますよね。

○1番（田中信之君）

議事録とつとる。――議事録、後で見せてください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

皆さんも聞かれたように、私は約束をした覚えはないんですよ。しますよと言うたぐらいで。約束はしていませんよ。ただ、今、弁護士さんと打ち合わせ中だから、弁護士さんの答えがなかなか出ないから、待っているだけです。そう急がなくても結構です。

○議長（牛嶋利三君）

1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

ですから、私は、わざわざ約束してくださいと念を押しましたよ。で、約束しますと、あなたは言いましたよ。（「言うたらん」と呼ぶ者あり）言うた、言わんの、また……。

それから、この中尾弁護士というのは顧問弁護士よね。でしょう、市のね、顧問弁護士でしょう。この顧問弁護士についても、私は議員になる前だけど、高田の支所用地の検討委員会に委員がおったと。私は議員になる前ですよ。こう見よったら、中尾さんが入っとろうが。弁護士が入っておるわけよ。弁護士は、市から金もらいよっですたい。そしたら、金もらいよる弁護士は、守らにやいかん、援助せにやいかん、一生懸命。オウムでもするでしょうが、金もろたら。そういうのが弁護士なわけよ。そんなんを検討委員会に入れとるやろう。1票、もう間違いなく市長のほうやん。当たり前の話。受けるほうも受けるほう、頼むほうも頼むほう、顧問弁護士にな。そういうのは、やっぱりおかしいよ、大体。公平、公正じゃないじゃないですか。まるっきり市長の言うことを聞くような人やから、これ、顧問弁護士だから。そういうのを検討委員会の委員の中に入れとろう。これも、だから、普通じゃ考えられんですばい。

受けるほうも受けるほう。頼むほうが一番悪いけどね。普通、弁護士なら、社会正義を追求するのが弁護士だからね。いや、これは市長、ちょっと私は遠慮しますと言うのが普通の弁護士たい。私は、そういうふうに思いますよ。それをどう思いますか、その件については。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

議員さんもお金もらって議員さんですから、議員さんも何名もいらっしゃいますよ。だから、顧問弁護士は、これはヨコクラ病院に売却した方がいいかどうかということを検討する委員会だから、別に弁護士さんがおっても差し支えないと思いますよ。その弁護士さんがおっても。何も、市に有利な働きとか、そういうことはやっていませんよ。（「質問外やない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

うん、通告外。（「通告外やんね」「通告外じゃないやろう。これはやっとるじゃない、裁判の件……」「通告外やんね」と呼ぶ者あり）50,000千円の裁判の件で、その検討委員会の関係。（「はい、最後」と呼ぶ者あり）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

要するに、私は、あれですばい、公平、公正、うそのない政治やろう、これはあなた、追

求してもらわにゃいかんですばい。ガラス張りの政治でしょう。今見よったら、僕は、それを長くなって、ずっと言ったけどね。実際はそうじゃないもん。

ですから、やっぱり市長も選挙に出られるときは、そういうことを感じられて、うそのない政治とか、ガラス張りの政治とか言われたと思いますよ。私も、その市長のあれを見て、市長を応援したわけですよ。いや、選挙のときは、そうですばい。

しかしな、これやったら、もう応援されんですばい。いや、本当。だから、こういうふうな市政が続いたら、もうみやま市民は不幸になる。そういうことを最後に言いまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩します。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 12 分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を行います。6 番川口正宏君、質問を行ってください。

○6 番（川口正宏君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。6 番議員川口正宏でございます。

きょう最後の質問者となりましたので、先ほど議長より御指名いただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回は定住自立圏構想の取り組みと、市としての定住促進の施策についてお尋ねいたします。

現在、少子化に伴い全国的に人口減少が進んでおりますが、これは少子化問題だけではなく、国際的にグローバル社会が進み、地方から都市圏への人口流出に加え、海外への企業進出などが大きな余韻となっていると思われまます。

そういう中で、総務省が推進していた定住自立圏構想にのっとり、平成22年10月に大牟田市を中心市として、みやま市と柳川市が協定を締結し、有明圏域定住自立圏を形成しました。その目的は、関係市との協調、連携を図るとともに、各市の自主性を尊重しながら、医療や福祉、教育、文化、産業振興、インフラ整備、防災・防犯、人材育成など、いろいろな分野

において相互の連携、役割分担により各分野で積極的に展開し、魅力あふれる地域をつくることにより、都市圏から地方への人の流れを創出していくための定住自立圏の協定締結だと理解しております。

そういう中で、昨年3月、大牟田市は熊本県の荒尾市、長洲町、南関町の1市2町と定住自立圏の協定を結び、現在では大牟田市を中心市として3市2町が協定を締結し、県境を越えた広大な有明圏域定住自立圏となっております。

こういう中で、本来の目的である誰でもが住み続けたいと実感し、多くの人が暮らしてみたいと思われるような定住のための暮らしに必要な諸機能を確保した定住自立圏が形成できるのか疑問に感じているところがございます。現在では、少子・高齢化の時代を迎え、各市町村で定住促進に向けていろいろな施策を打ち出し、しのぎを削っております。

一方、みやま市においては、合併して7年が経過しましたが、当初4万3,000人を超えていた人口が毎年約500人くらいずつ減少し、現在では4万人を切っております。市としても企業誘致、住宅政策、医療や福祉、教育、文化など、いろいろな定住促進のための施策を打ち出していますが、人口減少に歯どめをかけるところまで至っておりません。

そこで、次の5項目についてお尋ねいたします。

1つは、現在、大牟田市を中心市として3市2町で定住自立圏を締結していますが、中心市を含めて6つの市町村での連携や協調は非常に厳しいものがあると思いますが、有明圏域定住自立圏の組織や運営方法について、具体的にお答えください。

2つ目に、協定締結から3年を経過しましたが、今日までの進捗状況としてその経過や成果を具体的に説明してください。

3つ目は、住環境の整備についてや医療、福祉、教育、文化、産業振興、防犯・防災、人材育成などについて具体的にお答えください。

4つ目に、各分野ごとの今後の計画や進め方について、具体的にお答えください。

最後に、みやま市としての定住促進の施策についてですが、合併して7年を経過し、今までに3,000人以上の人口が減少し、4万人を切っている市としても人口減少の対策として定住促進の施策を進めているが、効果が見えてこない。そこで、今まで行ってきた定住促進の施策の成果と今後の計画について、具体的に説明してください。

以上、5項目についての的確な回答をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員の定住自立圏構想の取り組みと、市としての施策についての御質問にお答えをいたします。

定住自立圏は、中心市と近隣市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域であると位置づけられています。

中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や自然環境の保全を図るなど、互いに連携、協力することにより圏域の活性化を図ることが目的とされております。

まず、1点目の定住自立圏構想の運営組織はどうなっているかについてでございますが、各自治体の首長及び議長により構成される有明圏域定住自立圏推進協議会において、全体的な共生ビジョンの進捗管理や意見交換を行うことといたしております。その下に課題整理などを行う各自治体の企画担当課長で構成する幹事会と、高齢者福祉部会など、項目ごとに10の担当者部会を設置し、具体的推進を図ることといたしております。

なお、いずれの会議にいたしましても、中心市の大牟田市が事務局となっております。

次に、2点目の協定締結後の進捗状況を具体的に説明せよと、3点目の現在取り組んでいる事業についてでございますが、まず、有明圏域定住自立圏形成の経過について御説明を申し上げます。

平成21年8月に大牟田市が中心市宣言を行い、柳川市、みやま市と平成22年10月に定住自立圏形成協定を締結いたしました。そして、平成23年3月に中心市の大牟田市が共生ビジョンの策定を行ったところでございます。さらに、平成25年3月には、大牟田市と熊本県の荒尾市、南関町、長洲町がそれぞれ協定を行ったことで、平成25年10月に4市2町を構成とする新たな共生ビジョンが策定されたものでございます。また、本年4月には、先ほど申し上げました推進協議会が発足し、現在に至っております。

現在、取り組んでおる主な事業と成果についてでございますが、定住自立圏形成協定書には、お互いの自治体が連携する政策分野について、大きく3つの項目が上げられております。

1つ目の生活機能の強化に係る政策分野では、高齢者等徘徊SOSネットワーク構築事業や圏域内図書館の相互利用推進事業を行っております。図書館の相互利用では、本市の280人の市民の方が大牟田市、柳川市の利用カードを取得されております。

また、2つ目の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、少子化対策として結婚サポートセンター運営事業を行っております。本年3月末で、本市の登録者は98名となっており、これまでに3名の成婚の実績が上がっているところでございます。

さらに、3つ目の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野につきましては、これまでの合同の職員研修とあわせて、今年度は大牟田市及び柳川市との人事交流を行うことで、職員のマネジメント能力の強化を図っているところでございます。また、これらの事業費に対しまして、10,000千円を上限に、国により特別交付税措置がなされております。

次に、4点目の今後の方向性についてでございますが、現在の共生ビジョンの計画期間につきましては、平成23年から平成27年までの5年間となっておりますので、平成27年度中の見直しが見込まれています。

また、事業の進め方については、事業の内容が多岐にわたっておりますので、各担当部会で検討を行い、幹事会や推進協議会において全体的な共生ビジョンの検討、調整を行っていくことになろうかと思われまます。

次に、5点目のみやま市としての定住促進施策についてでございますが、本市の人口の推移は毎年1%強に当たる500人前後の人口が減少しており、本年3月末では4万人を割り込み、3万9,918人となっております。

人口は市町村の活力のバロメーターであり、定住の促進策は本市の最重要課題と位置づけておりますが、全国的に人口が減少し、有明圏域定住自立圏の4市2町全てが人口減少している中で、すぐに成果が上がらない状況でございます。

企業誘致の推進はもとより、空き家バンク制度や子育て世帯と新婚世帯の家賃補助制度を導入いたしましたし、家賃補助は昨年度10件、今年度新たに6件の交付決定を行ってまいりました。

また、本年度は、本市の知名度不足を克服するために、原動機つき自転車のご当地ナンバーや、JR・西鉄の電車内広告、マスコットキャラクターの着ぐるみ作成やマスコットデザイン使用の拡大など、みやま市を広く知ってもらう取り組みを強化していきたいと思っております。

さらに、本年度は定住促進計画を策定する予定でございます。本市の現状や課題を整理し、総合的な施策の検討を行いたいと考えています。

いずれにいたしましても、福祉施策、教育施策、都市基盤施策などの本市の総合力を高め

ることで、定住促進を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

先ほど市長の答弁がございましたが、中心市を含めて4市2町で定住自立圏を締結しておるわけでございますけれども、その全部の市町村が、答弁にもありますように、人口が減少している状況の中で、各市各町のいろいろな独自の取り組みをやっているわけですが、その中で成果としては図書館の利用とか結婚サポートセンターとか答弁がありましたけれども、ハード面についての今まで協議されてきた中で何か目立ったものがありましたか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

有明圏域定住自立圏の共生ビジョンに書いておりますハート事業に関するところでございますけれども、道路等の交通インフラ整備という項目がございまして、そこに道路整備の促進と有明海沿岸道路や主要幹線道路へのアクセスの向上という項目がございまして、具体的な成果はまだでございますけれども、有明海沿岸道路を熊本県のほうに延伸するための要望を行うと、それから各市独自で主要幹線道路の整備を行うということがまずハードの第1点であろうと思います。大きな成果としてはまだ上がっておりません。

それからもう1つ、交通の基盤整備のところがございます。本市のJR瀬高駅でバリアフリーの改修工事を行っております、これは有明圏域共生ビジョンに掲げております項目でございます、これが23年度か24年度だったと思いますけれども、完成いたしております、これは成果でございます。JR瀬高駅のバリアフリー化は共生ビジョンの成果ということで上げられると思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今答弁いただきましたけど、有明海沿岸道路については、これからは大牟田から先で、荒

尾とか長洲方面になるかと思うんですけれども、さっきの瀬高駅のバリアフリー化ですね。これはもうエレベーターも、エレベーターですかね、あそこすぐ入って右にあるエレベーターとかも設置されております。あれは定住自立圏構想の中で計画してされたというわけですね。私はJRでやったのかと思っていたんですけれども。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

ただいまの事業につきましては、共生ビジョンの中にも載せているということでございまして、実施主体はJRでございまして。JRが国の補助を受けて実施されて、市も一定の負担をしたということでございます。その事業を共生ビジョンにも掲げているということで御説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それと、産業振興政策なんですけれども、その中でみヤマ市の場合は産業といえば、主な産業は農業になるわけですね。大牟田市になれば工場とかたくさんあって、企業主体のまちなんです。柳川市にしても農業と観光とか、企業は余り多くないんですけれども、そういう中で、企業誘致ということでみヤマ市も相当取り組んではいるんですけれども、なかなか実績が上がってこないところでありますが、大牟田、南関、荒尾、長洲あたりは結構優良企業が進出しているみたいに見えるわけなんですけれども、そういう企業誘致等とかの関連ではどんな協議されているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

企業誘致というのは極めて重要なことだと思います。最近九州医療食が前の音伍繊維の後に、あそこ約100人以上の雇用をするとおっしゃって、今、新しくリニューアルして発足するというのが一つございました。

それから、武末鉄工さんが例の車検センターを買収して、将来は本社を移すと、これは本

当かどうかわかりませんが、私にはそんなふうに副社長のほうから、将来あそこに本社を移したいということで、そうすれば本社の職員の人たちが来るということでございます。

もう1つは、これも恐らく実現すると思いますが、いすゞ自動車さんが道の駅の斜め前に約4,500坪の土地を求めて、約40人の雇用が確保できるということで、大体南は大牟田、西は大川、北は八女市、久留米の一部、そして東は南関まで含めて、いすゞ自動車を販売した、その自動車の整備工場をやりたいということで求めてあります。これ7月いっぱい結論を出すということでございますので、そういったことが今進めておるわけでございますが、なかなかみやま市は農地が多うございまして、簡単に農振が外れない、農地が除外できないという悩みがございます。大牟田とか南関はもう以前からそういった工業団地をつくって、そして誘致をしておられたという、大変みやま市はそういった面ではおくれをとっているということが事実でございますので、今から頑張る企業誘致を進めなければいけないのではないかなと、このように思っているところです。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今の答弁は後でまた、みやま市独自のやつで質問する予定だったんですけども、私がお聞きしたいのは、定住圏の中で企業誘致についての協議ですね、そういうのがあっているかどうかをお聞きしたかったんです。後でみやま市独自の定住促進についてはお尋ねしますので、またよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

企業誘致は非常に難しゅうございまして、地域間競争もかなり激しくなっておりまして、これを連携して取り組むというのはなかなか難しゅうございます。ですから、共生ビジョンの中には中小企業の振興という項目がございますけれども、具体的に企業誘致の項目はございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それと、公共施設といえますか、文化施設とかもビジョンの中に入っているわけですがけれども、もう当初、平成22年に協定を締結したころの話なんですけれども、大牟田の文化センターをリフォームするという話が出ておりましたね。いや、確かに大牟田の文化ホールが老朽化して、リフォームするという話がちょうど定住圏構想の締結のころ出ておったわけですがけれども、この辺ではやっぱりあのくらいのホールというのは筑後のサザンクスか、大牟田の文化センターか、それと柳川の市民センターがどのくらいか、ちょっと私確認できておりませんが、柳川は何か新規に移転して新築するという話を聞いておりますけれども、そういう文化施設とか公共施設の共有化とか、そういう課題についてはどんなふうですか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

共生ビジョンにあります文化施設の件でございますけれども、項目にありますのは、大牟田文化会館の機能性及び安全性の向上推進事業というのがございまして、これには建てかえという項目はございません。内容といたしましては、もともと有明広域市町村圏協議会というところですが、定住自立圏の前の組織になりますけれども、その広域市町村圏協議会で広域事業の文化事業として大牟田文化会館を活用しようという動きがございまして、その引き継ぎのものというふうに理解しております。なかなかこれも具体的にどういう事業をやっているというものではございませんで、今のところ共生ビジョンに文化会館の機能性向上と記載しているのみでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

そういう中で、結局財政が絡む問題が今後出てくるかと思えます。私たちが聞いているところでは、中心市に40,000千円、ほかの市町村に10,000千円ということで説明を受けておりますけれども、これだけの金額ではいろいろな事業もなかなか難しいと思うんですけれども、国の各省庁の定住自立圏に対する補助金といえますか、また、何か充当率90%の定住自立圏事業債などがあるとお聞きしておりますが、こういうのを活用する考えが入っていますか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

定住自立圏の財政的な措置というお話かと思います。御指摘のとおり、中心市40,000千円、それから近隣市町村10,000千円ということで、上限で交付されております。私ども10,000千円ということですが、かかっている事業費は1億数千万円対象の事業でございまして、ごく一部に充てさせていただいているという状況でございます。

そのほか幾つか各省庁の優遇措置はございますけれども、御指摘の地方債につきましては地域活性化事業債というのがございまして、その活用ということのお話かと思います。これにつきましては、交付税措置が30%というような起債でございまして、余りメリットがないというか、薄いといいますか、ほかに過疎債の活用とかのほうの有効かと考えておりますので、今のところ本市でこの地域活性化事業債の活用は検討いたしておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

いや、私は充当率90%と聞いたもんですから、ああ、これは1割負担で最終的に済むんだったら、有効に活用すればと思ったわけですが、結局事業するのは各市町村でしょうから、共生ビジョンの中のですね。過疎債は使える場所が、今、教育関係にも使えるということになっておりますので、やっぱり過疎債は使えるわけですね。その事業によって違うかと思っておりますけれども。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

過疎債を活用するには、まず過疎地に指定される要件がございます。全協の中でも御紹介しましたけれども、過疎法が変更されて、みやま市は全域が、今までは旧高田町の区域だけが過疎地域でございましたけれども、平成26年4月からみやま市全域が過疎地に指定されるということになっております。

それで、過疎債を活用するための要件がもう1つございまして、過疎計画に載っているこ

とということになっております。現在、本市の過疎計画は旧高田町の区域の過疎計画でございますので、それを市全体の過疎計画に変更する必要がございます。この手続を今のところ9月議会をお願いしたいと思っておりますが、その手続が終わってから法律の適用される範囲の事業については過疎債が充てられます。過疎債は70%が交付税措置される有利なものでございますので、御指摘のとおり教育事業にも充てることができます。一般的に箱物にも充てることができます。そういう地方債ですので、今申し上げたような準備作業で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今まで高田町だけが過疎地域に入っていたんですけども、二十何年度からですか、みやま市全体が入るとするのは。さっきちょっと聞き取れなかったもんですから。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

26年4月からでございます。26年4月から全域が過疎地に指定されておまして、まず過疎計画は2年間、26年度と27年度の2カ年の過疎計画を策定する必要があるということになっておりますので、またこれは後日、議案をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

そしたら、それが済むまでは確定じゃないわけですね。もう確定しているわけですか。——わかりました。

それで、過疎債でちょっとお尋ねしますけれども、大牟田もおととしかったですかね、過疎地域に指定されまして、結構有効活用しているみたいですがけれども、これ私ごとですがけれども、大牟田と高田町は山で境界になっておるわけですね、ある程度。山と言うとあれですがけれども、オレンジロードの頂上に、オレンジロードから東のほうに道路が走っているわけ

です。その道路が大牟田市側の分とみやま市分と交互に入っておるわけです、道路一本に。そういう道路を耳納のスカイラインみたいな、ああいう大きなやつじゃなくても、大牟田市、みやま市両方で共有できるような道路の改善とか、そういう方向性の考えはないですかね。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

まだ過疎計画をこれから作成しないといけない段階でございますので、具体的な道路の計画については、この場でちょっとお答えはできません。今後、検討させていただいて、願いますということになります。ただ、道路の整備につきましては、過疎債を充てることができます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

いや、それで僕が言ったのは、もう高田町はもともとから過疎地域ですから、大牟田が過疎地域になったもんですから、ちょうど一つの道路を2つの市で入り組んでおるわけですよ。こっちは高田町、こっちは大牟田とか、それを今後検討課題に入れていっていただきたいと思えます。

それと、次に医療の問題ですけれども、皆さんも御存じのように、有明医療圏は物すごくベッド数も多くて、病院の数も多いわけですけれども、この辺についての何か協議とかはあっておりますか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

医療に関する共生ビジョンの内容でございますけれども、掲げておりますのは、在宅当番医制の充実と病院群輪番制の推進でございます。現在、共生ビジョンとはかかわりなく大牟田医師会さんと一緒にやっている項目でございます、それを共生ビジョンに掲げさせていただいたと。医療費の削減等についての記載はございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

この共生ビジョンに大体うたってある分を随時計画に取り入れていくということですね。

それでは、みやま市としての定住促進の施策なんですけれども、今現在、先ほど答弁でもありましたように、空き家バンクというのがありますけれども、正直申しまして、私がこういろいろインターネットとかで見たんですけれども、市が受け付けたやつを不動産屋さんにあっせんするというか、そういう形と受けとめていいですか、その辺ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

空き家バンクでございますけれども、定住促進策の一つとしてももちろん考えております。本市で売却したい、または賃借したい空き家、空き地を登録いただきまして、本市のホームページで紹介するというのでございます。本市に住みたいと考えられている方に対して情報を提供するような制度でございまして、現在、空き家11件、空き地4件、15件の登録を行っているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それと、空き家バンクの登録者向けのリフォーム費用の補助金の制度があると思うんですけれども、その利用者は今まで何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

空き家リフォーム補助金でございますけれども、余り利用は芳しくございません。24年度1件、25年度はなしです。26年度、今のところ1件の見込みでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

余り利用者は、まだ今まで2名ぐらいということですかね。せっかくそういう制度もあるわけですから、PRと言うとおかしいんですけども、もう少し皆さんに広く知らしめて、利用していただくような対策を考えるべきじゃないかと思うところです。

また、先日の新聞に載っていたんですけども、平成20年の調査でみやま市の空き家数が1,720戸というのが載っておりました。今、世帯数が大体1万3,000ちょっとぐらいですね、そういう中で私びっくりしたんですけども、これだけの空き家があるということは、これが20年度の総務省の発表なんですけれども、実際、現在の空き家数は把握してありますか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

住宅・土地基本調査で空き家の項目がございまして、その推計値だと思います。それが1,720戸で報道されているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

いや、私が今お尋ねしたのは、これは平成20年度のでしょうか。現在の空き家数は把握してありますかということ、25年度末か。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

現在の数字は今のところ把握できておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

やっぱり空き家の弊害とか相当出ているわけですけども、また、そういうふうで空き家バンクとかもあるわけですね。いろいろな空き家に関する近隣からの苦情とか、そういうのもあるかと思います。私は、やっぱり行政のほうで1年に1回ぐらいはぴしゃっとした空き家の戸数を調べて、そしてランク別に、これはすぐでも住めるとか、これは少しリフォームすれば住めるとか、これはもうだめだと、解体する以外にないとか、そういうランクづけをしたデータベースをつくるべきじゃないかと思うんですけども、調査が何か以前、消防かなんかで調べた分なるとかちょっとお聞きしたことがあるんですけども、せっかく区長制度があるわけですから、区長さんをお願いして、隣組長さん、班長さん、落としていけばそう難しいことじゃないと思いますけど、その辺、市長いかがお考えですか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

そのとおりだと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、市長のほうからそのとおりだと思いますという答弁をいただきましたが、その方向で企画財政課のほうで、総務課になりますかね、やっぱりデータは必要なんですよ。それと、古くなって解体しなくちゃいけない家とか、道路に害しておるところとか、いろいろあるわけですけども、今、解体費用が物すごく高いんですよ。ちょっとしたところでも2,000千円、どうかすれば四、五百万円という解体費がかかるので放置されているわけですね。その辺で行政として余り何といたしますか、持ち物が個人の持ち物ですからなかなかタッチできないのはよくわかるんですけども、やっぱり何らかの方法でそういうデータをつくって、定住につながるような解体補助金とか、そういうとも含めていろんな考え方があろうかと思います。それで、そのままでも使えるところは十分PRして、よそから来ていただく人に住んでもらうとか、分家の方ならそこに分家で住んでもらうとか、その辺は検討していくべきじゃないかと思うんですけど、どんなですかね。

○議長（牛嶋利三君）

副市長。

○副市長（高野道生君）

ただいま川口議員が御指摘になったように、データベースの構築が必要だと思っております。ましてや、A、B、Cというふうな形でランクづけることも大切ではなからうかと思っております。ただ、解体費云々については財政の問題もございますし、ますますですね、市のほうでやってちょうだいというのがほとんど、そういうケースにならうかと思っておりますので、そこら辺も十分今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

住宅のほうはそういうことであれなんですけれども、少子・高齢化がますます進んできて、高齢化率が30%を超えて大変なんですけれども、これは避けて通れない道ですから、ますます団塊の世代からまたその次の世代までふえていくと思います。そういう中で、年金暮らしの方たちからすれば、やっぱり今の時代、年金だけでは生活できないと、そういう話をよくお聞きします。それで、結局各地区に行っても、区長さんとかいろいろなまちの役員さんをしていただいている方たちは元公務員の方とか学校の先生とか、そういう厚生年金じゃなくて共済年金の方たちはある程度金額が厚生年金から比べると高いものですから生活できるかと思うんですけれども、これからますます高齢者がふえてくる中で、前に私、シルバーの件で一般質問したことがあるんですけれども、こういう時代になったからこそ、シルバー人材センターなんかを育成して、生涯現役で地域のために頑張ってくださいという、そういう対策を、市長どんなふうですかね。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

そのとおりだと思うんですけど、シルバー人材センターは有効に活用、今後育てていかないといかんと私は思います。というのは、今おっしゃったように、非常に高齢者がふえて、何もすることがないということであれば、非常に世の中も乱れますので、できるだけ高齢者が生きがいを持って生涯元気に過ごせるようなことをするということは、そういった意味ではシルバー人材センターというのは非常に有効な手段だと思っておりますので、そういうこ

とをやりたいと思っています。

ただ、人口がどんどん減るといのは、どんどん人が死ぬわけですよ。私も葬式を正月だけでも70回から80回行きましたよ。本当にびっくりしますよ。まだそれでも半分ぐらいしか行っていないんですよ。やっぱり高齢者の方が亡くなっていかれるから本当に人口減少が続く、極めて厳しい。だから、何とか若い人たちが子供さんを産むような、安心して育てられるような地域社会をつくらないと、ただ高齢者だけの福祉をしてもなかなか難しい。だから、若い人たちが生きがいを持って、そして結婚して、将来夢のある生活をできる、ただ、非常にいいことは農業、ミカン、それからセロリ、ナス、ほとんど若い人がこのごろ帰ってきていますよ。農業は非常に元気だし、また、みやま市の農業というのは物すごく評価が高いものですから、ただ、商工業が、特に商店街が非常に悪い。工業というのは、例えば八ちゃん堂みたいに、あの様に元気な会社もたくさんあります。だから、そういったところに多くの人が就職したりなんたりすることは非常にいいことですので、とにかく市と、それから業界と一緒にこの地域を守り立てにやいかんと、私はこのように思っています。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それに準じたお話なんですけれども、今、福岡都市圏とか都市圏の方たちの高齢者ですね、現役を引退予定の方とか引退された方ですね。現役引退したら田舎へ行って家庭菜園とか花づくりがしたいなという人が結構多いそうです。そういう環境づくりをみやま市としては進めていかなくてはならないと思いますけど、その辺いかがお考えですか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

そういうことも考えてみたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それと、先ほど後継者の方たちが大分帰ってみえて、ふえてきていると、大変喜ばしいことですね。そこで、地場産業の育成のためですけど、もうみやま市は農業が一番主体なんで

すけれども、現在の専業農家で働いてある経営者の方ですね、それと担い手とか後継者の方、現役の経営者の方の年齢とか、後継者がどこどこにいるとか、やっぱりそういうのもある程度データベース化して、いろいろなことに参考にしていくべきじゃないかと思います。

それともう1つは、商店街の活性化なんですけれども、なかなかこれは他人では、行政としてもなかなか難しいところなんですけれども、空き店舗にしても行政のほうでびしゃっとデータをつくって、そしてよそから問い合わせがあれば、何坪ぐらいのところがどこにどのくらいありますよとか、そういうのを把握しておくべきだと思いますけど、今後、定住者をふやすためにはいろいろな面でデータ化して、問い合わせがあればすぐ回答ができるような環境づくりをしていていただきたいと思いますが、市長お考えいかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

みやま市には農協と商工会がごさいます。だから、市独自でやるより、やっぱり商店街は商工会と手を組んで、連携して、また農業者については農協と連携してやるべきだと思います。なかなか市独自でやるというのは非常に難しいものですから、これはそのために農協も商工会もありますので、農協と商工会にそういったことをお願いしてみたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それはもう今市長の言われたとおりですけど、それを行政がリードして商工会なりJAなり、そういうところに指導と言うとおかしいんですけど、行政から何らかのバックアップをやらないと農協にしる商工会にしる、なかなか新しい考えは出てこないわけですよ。行政のほうから指導するなりしていていただきたいと思います。

ちょっと最後に一つお聞きしたいんですけども、きょうも、何やったかな、ちょっと名前が出てきませんが、今後、ホームエネルギーマネジメントシステムを導入していくということなんですけれども、その効果といいますか、その内容についてちょっと少し具体的に最後に説明してほしいと思いますけれども、全協の中でお聞きしたんですけども、なかなかわかりづらかったものですから、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

大規模HEMS事業の具体的な事業内容についてということでのお尋ねですが、HEMSというのがホームエネルギーマネジメントシステムというシステムでございまして、その電力データを活用して、実際これ30分置きぐらいのデータがずっととれるシステムなんですけれども、その電力がどういった各家庭において電力の活用の仕方をその機器から収集をして、システムをつくるわけですね、大きなプラットフォームと言いますが、その大きなプラットフォームの中で各家庭に対して、こういった電力の使い方をやればもっと節電ができますよであるとか、例えば、電力がばっと消費される時間帯、ピークがありますけれども、そういったピークカットの指導といいますか、そういったデータ、こういったところを節電したらもっと安くなりますよだとか、そういった活用のやり方をやっていくというのが一つと、それから、各家庭におきまして、例えば、高齢者の方が独居老人であったりした場合に、通常と違う電力の使い方がなると、そういうデータが出てきた場合には、その家庭に何らかの異常があったのではないかなというように、その家庭を見守っていくというようなサービスが考えられると、そういうサービスをやっていくと、大きく言えばその2本立てでの事業ということになります。

これ2年間で実証事業をやっていきますけれども、もう間もなくその採択が決まるんじゃないかなということ考えておりますけれども、事業採択になりますと、モニターの募集という形で、各家庭、実証事業ですので全世帯というわけにはいきませんが、みやま市におきましては約2,000世帯をモニターとして募集をしたいなということ考えております。ことしの年内にはそういったモニターの方を募集しまして、平成27年度からが実際の実証事業という形に入っていくかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

余りに難しくてよくわかりかねましたけれども、大体のところは、結局電気の流れによって、先ほど高齢者の場合のいつもと違う電気の使い方がされておるとか、そういうのをまず

サーバーみたいところに取り寄せて、そこでやるということですね。

ちょっと難し過ぎて、私ちょっとあれなんですけど、また勉強させてもらいますけれども、2年間で検証期間ということですか。その検証結果によって大々的に導入するかを決めるわけじゃなくて、もう導入するというで進めていくわけですね。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

なかなか説明が私も難しいんですけども、2年間で、今さっき市長も言われましたように、大企業さんもその同じプラットフォームの中に入ってきますので、さっき私が言いましたようなシステムを構築するわけですね。さっき大きいサーバーと言われましたけれども、その中でそのデータを収集することによって、どういった住民へのサービスができるかというやつを検証していくということなんです。その2年間の検証の中で、こういったやり方をやったが一番効率がいいとか、そういう部分が出てくれば、その実証事業が終わった後には、市としてはずっと拡大をしていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

まだよそにはないシステムだと思いますので、これも成功すれば定住促進につながると思っています。

もう時間もありませんので、きょうの質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、本日の会議は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月17日となっておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

午後4時10分 散会